

業績指標 111

公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (①三大都市圏\*、②地方中枢都市圏\*、③地方都市圏\*)

評価

- ① A
- ② B
- ③ B

目標値：①三大都市圏 90.8%、②地方中枢都市圏 81.7%、③地方都市圏 41.6% (平成 32 年度)  
 実績値：①三大都市圏 90.9%、②地方中枢都市圏 79.3%、③地方都市圏 38.9% (平成 28 年度)  
 初期値：①三大都市圏 90.5%、②地方中枢都市圏 78.7%、③地方都市圏 38.6% (平成 26 年度)

(指標の定義)

人口減少・高齢社会において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導、面的な市街地整備等のまちづくりにより、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

<分母>圏域内人口

<分子>公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口

※公共交通の利便性の高いエリアは、以下の圏域に含まれるエリア

- ・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅を中心とする半径 1 km 圏内
- ・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅・電停を中心とする半径 500 m 圏内
- ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔 15 分以下のバス路線から沿線 300 m 圏内

(目標設定の考え方・根拠)

- ・三大都市圏については、直近の伸び率の年率 0.05% のトレンドで目標を設定
- ・地方中枢都市圏と地方都市圏については、地方中枢都市圏の直近の伸び率の年率 0.5% のトレンドで目標を設定

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)、民間事業者 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日) 「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針 2016

日本再興戦略 2016

【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成 27 年 9 月 18 日) 「第 2 章に記載あり」

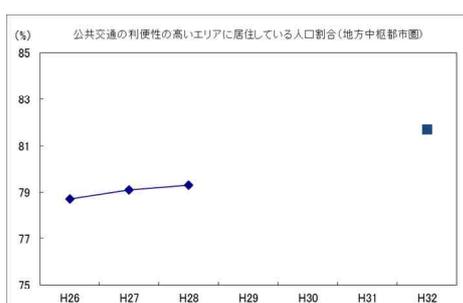
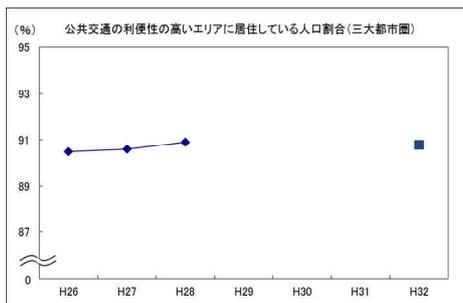
【その他】

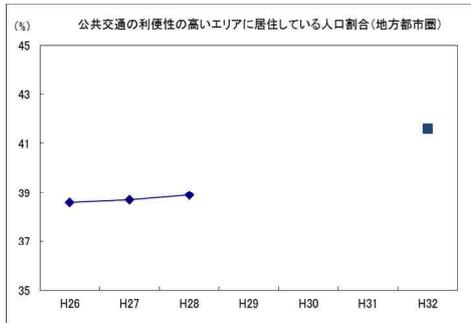
なし

過去の実績値

(年度)

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
—	—	① 90.5% ② 78.7% ③ 38.6%	① 90.6% ② 79.1% ③ 38.7%	① 90.9% ② 79.3% ③ 38.9%





### 主な事務事業等の概要

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

三大都市圏については、平成 28 年度の実績において、目標を達成。地方中枢都市圏、地方都市圏については、目標設定よりやや低めの伸び率で推移。

##### (事務事業等の実施状況)

自由通路、駅前広場等の交通結節点の整備やバリアフリー化、都市内公共交通の支援等により、公共交通の利便性向上と都市交通の円滑化を図ることで、都市・地域総合交通戦略を推進した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①三大都市圏については、平成 28 年度の実績において目標を達成したため A と評価。②地方中枢都市圏、③地方都市圏については、目標設定より低い推移であるため B と評価した。
- ・公共交通の利便性の高いエリアへの居住は、施策実施後すぐに効果として発現するものではないが、すべての指標において前年度より実績値が着実に伸びていることから、引き続き、既存事業による支援を継続するとともに、中心市街地や公共交通沿線において、まちづくりと連携した効果的な都市交通施策を講じることができるよう支援策等の拡充を検討していく。

### 担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局街路交通施設課 (課長 渡邊 浩司)

業績指標 112 踏切遮断による損失時間(*)
----------------------------

評価	
A	目標値：約117万人・時/日 (平成32年度) 実績値：約121万人・時/日 (平成27年度) 初期値：約123万人・時/日 (平成25年度)

**(指標の定義)**  
 踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差  
 開かずの踏切等の遮断時間による損失時間  
 =踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間(注) - 対策後に踏切通過に要する時間  
 (注) 全国での1日あたりの踏切通過交通量(人数)×踏切での待ち時間

**(目標設定の考え方・根拠)**  
 今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により設定。

**(外部要因)**  
 地元調整の状況、踏切道の交通量等

**(他の関係主体)**  
 ・地方公共団体(事業主体)、鉄道事業者

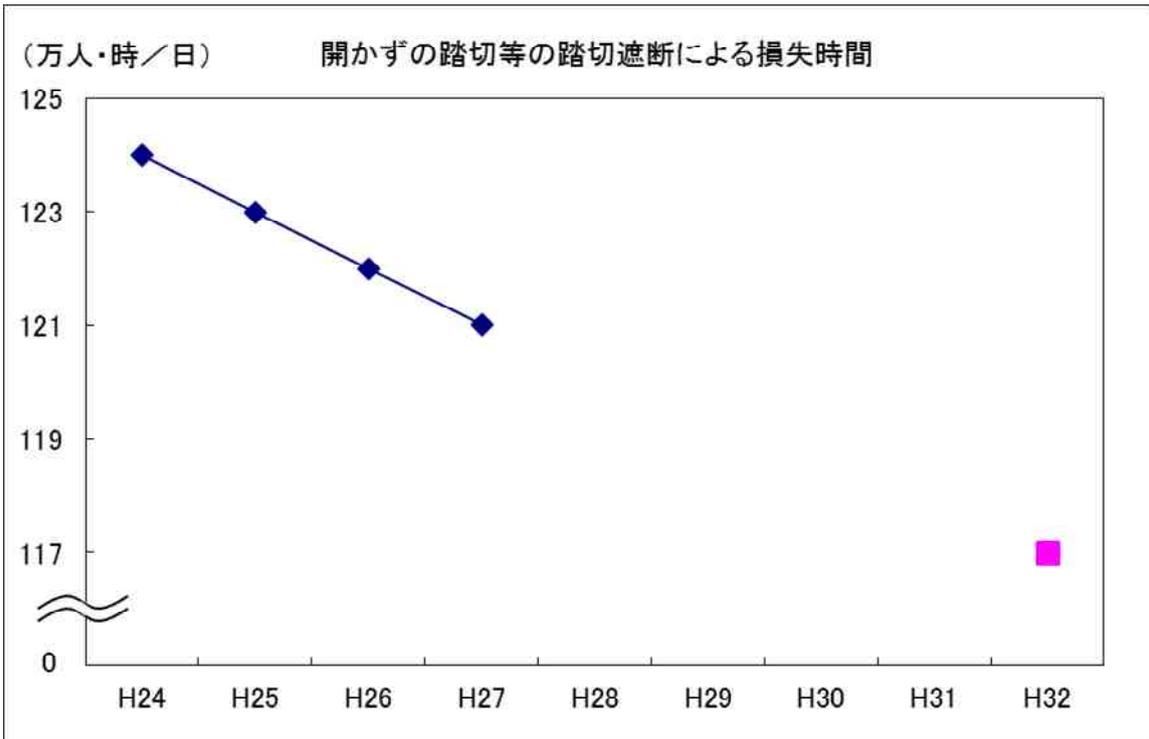
**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
 第169回全国施策方針演説(平成20年1月18日)  
 「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

**【閣議決定】**  
 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)  
 「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」  
 (第3賞-第2節-1-(1)-①-イ-D)

**【閣決(重点)】**  
 社会資本重点整備計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」

**【その他】**  
 なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
約124 万人・時/日	約123 万人・時/日	約122 万人・時/日	約121 万人・時/日	集計中



## 主な事務事業等の概要

開かずの踏切等の解消

・「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のため、連続立体交差事業等を支援します。(◎)

予算額：道路整備費16,602億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,018億円(国費)等の内数  
(平成27年度)

道路整備費16,637億円(国費)及び社会資本整備総合交付金8,983億円(国費)等の内数  
(平成28年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

・平成28年度は集計中であるが、平成27年度は連続立体交差事業等により、88箇所の開かず踏切等を解消しており、平成26年度の実績値122万人・時/日に対して、平成27年度の実績値は、約121万人・時/日となっている。開かずの踏切等の遮断時間による損失時間は着実に減少しており、順調に進捗している。

#### (事務事業等の実施状況)

・開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間は、順調に減少している。引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。以上を踏まえ、Aと評価した。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 路政課 (課長 楠田 幹人)  
関係課： 都市局 街路交通施設課 (課長 渡邊 浩司)  
          鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)

**業績指標 113**  
都市計画道路（幹線街路）の整備率\*

評価	
A	目標値：66.5%（平成32年度） 実績値：集計中（平成28年度） 63.2%（平成26年度） 初期値：61.7%（平成24年度）

**（指標の定義）**

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。

<分母>都市計画道路（幹線街路）の計画延長

<分子>都市計画道路（幹線街路）の完成延長

数値の根拠

○初期値 40,122.39 km/65,020.97 km

○直近値 40,572.41 km/64,695.20 km

**（目標設定の考え方・根拠）**

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。

年0.6%の伸びを確保するよう目標値を設定。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体、計画主体）、民間事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

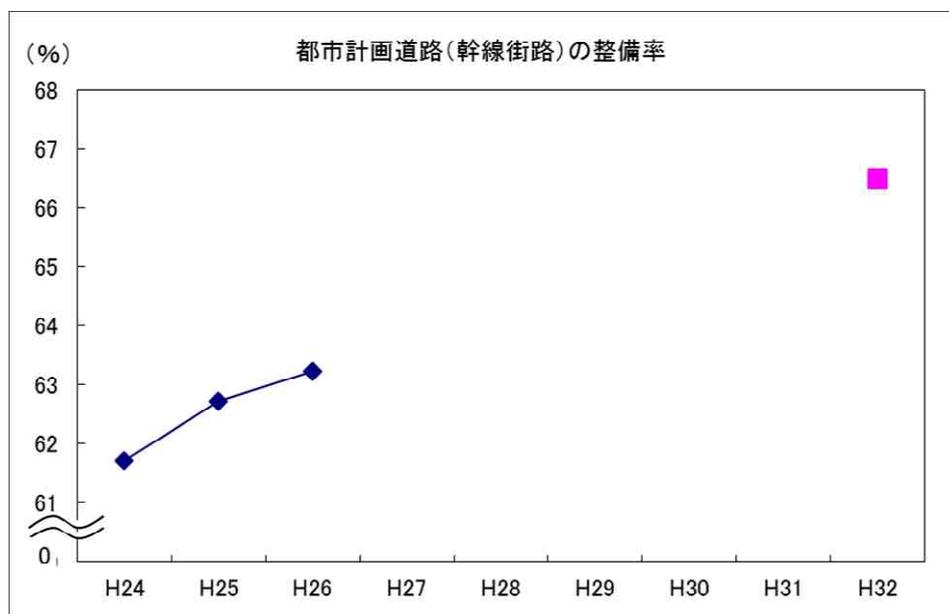
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
61.7%	62.7%	63.2%	集計中	集計中	



## 主な事務事業等の概要

・都市計画道路（幹線街路）の整備

通勤や病院などの日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進し、地域内の移動円滑化を図る（◎）

予算額（事業費）

道路整備費 1 1, 9 3 8 億円及び社会資本整備総合交付金等 3 8, 4 1 8 億円の内数（平成 2 7 年度当初予算）

道路整備費 1 2, 1 1 4 億円及び社会資本整備総合交付金等 3 8, 4 3 1 億円の内数（平成 2 8 年度当初予算）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 2 7 年度、平成 2 8 年度の実績は集計中であるが、年間約 300km の都市計画道路が完成していることを踏まえると、平成 2 6 年度と比べて上昇することが見込まれ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調である。

#### （事務事業等の実施状況）

地域内の移動円滑化を図るため、日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 2 6 年度に比べて上昇することが見込まれ、目標達成へ向け順調に推移していることから、A 評価とした。また、今後も都市計画道路の着実な整備促進に向け、引き続き都道府県等に対し支援・助言等を行う。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 渡邊 浩司）

関係課： 都市局都市計画課（課長 宇野 善昌）

**業績指標 114**

情報通信技術（ICT）を利用した建設施工技術（情報化施工）を導入した直轄工事件数

**評価**

B	目標値：1400件（平成31年度） 実績値：集計中（平成28年度） 912件（平成27年度） 初期値：313件（平成22年度）
---	--

**（指標の定義）**

情報通信技術（ICT）を利用した出来高管理、品質管理等に関する技術（以下、「ICT建設技術」という）を利用した直轄工事の件数。なお、ICT建設技術の対象は以下の通り。

マシンガイダンス技術、マシンコントロール技術、TS出来高管理技術、TS・GNSS締固め技術。

**（目標設定の考え方・根拠）**

建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、平成26年度までにICT建設技術を少なくとも10,000m<sup>3</sup>以上の土工を含む大規模な工事と5,000m<sup>2</sup>以上の路盤工を含む大規模な工事においては、普及させることを目指して、平成27年度契約工事件数から1400件を設定した。

**（外部要因）**

直轄工事の発注件数

**（他の関係主体）**

**（重要政策）**

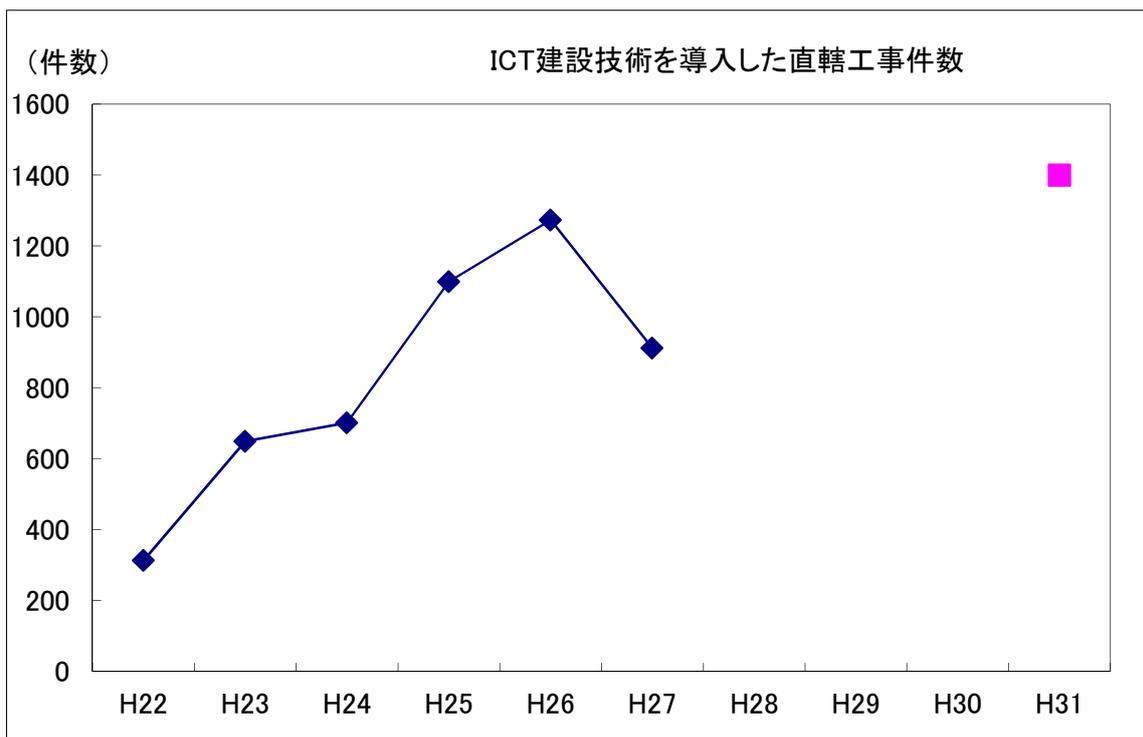
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				(年度)	
H24	H25	H26	H27	H28	
701件	1099件	1273件	912件	集計中	



### 主な事務事業等の概要

情報化施工の活用による建設生産システムの高度化検討（平成 28 年度 予算額 3,917 千円）

情報化施工推進戦略に基づく情報化施工技術の活用数・普及率の調査・整理・分析、情報化施工に係る動向調査及び資料整理、情報化施工の一層の普及及び効果向上のための検討等を実施

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

平成 26 年度時点で 1273 件であり、目標値設定年度の平成 27 年度の件数は 912 件である。これは、全体工事発注件数が減少したことに伴った活用件数の減少と推測されるが、その減少量が大きいため、現時点では順調とは言えないものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

##### （事務事業等の実施状況）

普及状況や技術動向に応じ、引き続き導入効果を調査・整理・分析を行い、公共工事全体へ普及させるための検討を実施する。それを踏まえ情報化施工推進会議による定期的なフォローアップを実施する。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 27 年度の件数は 912 件であり、全体工事発注件数が減少したことに伴った活用件数の減少と推測されるが、その減少量が大きいため、B と評価した。

直轄工事での原則使用化や総合評価落札方式における加点措置等のインセンティブ措置により、今後も活用工事件数の拡大を目指す。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局公共事業企画調整課（課長 勢田 昌功）

**業績指標 115**

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）

評 価	
A	目標値：2.75%（平成24～28年度の平均） 実績値：2.55%（平成23～27年度の平均） 集計中（平成24～28年度の平均） 初期値：3.06%（平成18～22年度の平均）

**（指標の定義）**

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」<sup>(注)</sup>となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合（%）『用地あい路率＝用地あい路件数／当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数』。

（注）用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

**（目標設定の考え方・根拠）**

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値（平成24～28年度の5カ年の用地あい路率の平均）は、実現可能性のある数値として現況（平成18～22年度までの過去5カ年の平均）から1割改善させることとして目標を設定。また、長期的にもできる限り改善していくことを目指す。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

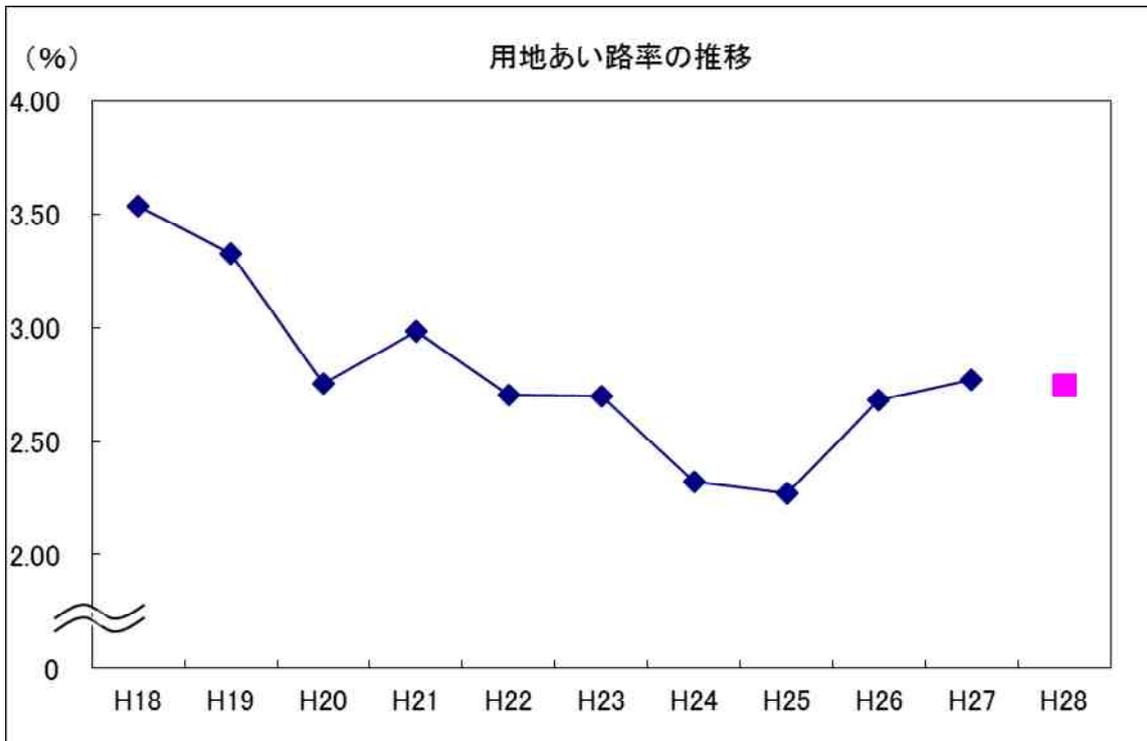
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値						（年度）
H23	H24	H25	H26	H27	H28	
2.70%	2.32%	2.27%	2.68%	2.77%	集計中	
H19～H23の平均	H20～H24の平均	H21～H25の平均	H22～H26の平均	H23～H27の平均	H24～H28の平均	
2.89%	2.69%	2.59%	2.53%	2.55%	集計中	



**主な事務事業の概要**

○用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、以下のような見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について検討を行う。

- ・土地価格比準表（土地価格決定の際の指標となる概ね標準的と認められる土地（標準地）や近傍の取引事例地と公共用地の取得の対象となる土地を比較する際に使用するもの）の見直し（平成27年度予算額：10,131千円）
- ・木造建物算定における統計数量値の見直し（平成28年度予算額：9,829千円）

○収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）

収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。

○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）

土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。

○収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）

収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。

○交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）

収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。

○相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）

相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2（平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に収用交換等により譲渡した場合については全部）を免除する。

○相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）

公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成28年度の実績値は29年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年(23～27年度)の平均割合をみると2.55%と目標値を下回り順調である。

用地あい路率は、過去の実績値をみると数値がばらつくことがあり、年度により数値が上下しうるものであるが、全体的な傾向は下落の方向にあることから、この傾向が続けば、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

#### (事務事業等の実施状況)

適正な補償を確保するため補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を引き続き進めていく。また、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」(平成22年度で予算措置終了)については、22年度より本格的な運用を開始している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度～平成27年度の平均割合が2.55%となっており、目標に対して順調に推移しているためAと評価した。

また、あい路の大きな要因の一つである補償額の不満については引き続き課題となっており、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスが機能強化されることにより補償額不満の解消に役立つものと考えられる。

引き続き、用地取得マネジメントの推進を図るとともに、補償基準等の見直し等により、年度ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるよう努めたい。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局総務課公共用地室(室長 渡邊 裕)

業績指標 116

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率

- ①道路 (i) 橋梁 (ii) トンネル
- ②河川 (i) 国、水資源機構 (ii) 地方公共団体
- ③ダム (i) 国、水資源機構 (ii) 地方公共団体
- ④砂防 (i) 国 (ii) 地方公共団体
- ⑤海岸
- ⑥下水道
- ⑦港湾
- ⑧鉄道
- ⑨自動車道
- ⑩公園 (i) 国 (ii) 地方公共団体
- ⑪官庁施設

評 価		
①道路 (i) 橋梁	A	①道路 目標値：(i) 100% (平成32年度) (ii) 100% (平成32年度) 実績値：(i) 55% (平成27年度) (ii) 17% (平成27年度) 初期値：(i) — (平成26年度) (ii) — (平成26年度)
(ii) トンネル	A	
②河川 (i) 国、水資源機構	A	②河川 目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (平成32年度) 実績値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 84% (平成28年度) 初期値：(i) 88% (平成26年度) (ii) 83% (平成26年度)
(ii) 地方公共団体	B	
③ダム (i) 国、水資源機構	A	③ダム 目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (平成32年度) 実績値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 47% (平成28年度) 初期値：(i) 21% (平成26年度) (ii) 28% (平成26年度)
(ii) 地方公共団体	B	
④砂防 (i) 国	A	④砂防 目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (平成32年度) 実績値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 62% (平成28年度) 初期値：(i) 28% (平成26年度) (ii) 30% (平成26年度)
(ii) 地方公共団体	A	
⑤海岸	B	⑤海岸 目標値：100% (平成32年度) 実績値：18% (平成28年度) 初期値：1% (平成26年度)
⑥下水道	A	⑥下水道 目標値：100% (平成32年度) 実績値：43% (平成28年度) 初期値：— (平成26年度)
⑦港湾	A	⑦港湾 目標値：100% (平成29年度) 実績値：99% (平成28年度) 初期値：97% (平成26年度)
⑧鉄道	A	⑧鉄道 目標値：100% (平成32年度) 実績値：100% (平成28年度) 初期値：99% (平成26年度)
⑨自動車道	B	⑨自動車道 目標値：100% (平成32年度) 実績値：4% (平成28年度) 初期値：0% (平成26年度)
⑩公園 (i) 国	A	⑩公園 目標値：(i) 100% (平成28年度)

(ii) 地方公共団体	A	(ii) 100% (平成32年度)
		実績値：(i) 100% (平成28年度)
		(ii) 90% (平成28年度)
		初期値：(i) 94% (平成26年度)
		(ii) 77% (平成26年度)
①官庁施設	A	①官庁施設 目標値： 100% (平成32年度)
		実績値： 62% (平成27年度)
		初期値： 42% (平成26年度)

**(指標の定義)**

- ① (i) 道路橋(2m以上)の個別施設計画を策定した道路管理者の割合  
(道路橋(2m以上)の個別施設計画を策定した道路管理者数) / (道路橋(2m以上)を管理している道路管理者数)
- (ii) 道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者の割合  
(道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者数) / (道路トンネルを管理している道路管理者数)
- ② 堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合 (%)  
主要な河川構造物の長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 長寿命化計画を策定済み施設数  
(2) : 堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設の総数  
個別施設計画を策定した施設数 / 国・水資源機構・都道府県等が管理する施設のうち主要なものの総数
- ③ 長寿命化計画を作成しているダムの割合 (%)  
ダムの長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 長寿命化計画を策定済みのダム数  
(2) : ダム総数
- ④ 砂防堰堤等の砂防関係施設について、長寿命化計画を策定した事業主体数の割合 (%)  
砂防関係施設の長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 砂防関係施設における個別施設計画の策定数  
(2) : 砂防関係事業の実施数  
※国は箇所、地方公共団体は都道府県単位
- ⑤ 個別施設計画策定対象の地区海岸数のうち、個別施設計画を策定した地区海岸数の割合
- ⑥ 中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数の割合  
(分母) 下水道を管理している地方公共団体数  
(分子) 中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数
- ⑦ 重要港湾以上の港湾における水深7.5m以深の係留施設数のうち、個別施設計画が策定されている係留施設数の割合
- ⑧ 個別施設計画を策定した事業者数 / 個別施設計画の策定対象事業者数
- ⑨ 長寿命化計画を策定した自動車道事業者の割合
- ⑩ 国営公園総数及び優先的に公園施設長寿命化計画を策定する必要がある地方公共団体数のうち、個別施設計画を策定済みの国営公園数及び公園施設長寿命化計画を策定済みの地方公共団体数の割合
- ⑪ 個別施設計画を策定した施設数 / 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象とした施設総数

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ① 「インフラ長寿命化基本計画」等に従い設定。
- ② 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国管理河川については平成28年度まで、地方公共団体管理河川については平成32年度までに主要な河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。
- ③ 本指標は、ダムの点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に

策定するダムの高寿命化計画の策定状況を評価するものである。確実な安全性を確保しつつ、高寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全てのダムについて、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国、水資源機構管理ダムについては平成28年度まで、地方公共団体管理ダムについては平成32年度までに全ダムの策定を目標とする。

- ④本指標は、老朽化の進む砂防関係施設の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する砂防関係施設の高寿命化計画の策定状況を評価するものである。砂防関係施設について確実な安全性を確保しつつ、高寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国は平成28年度までに、地方公共団体は平成32年度までに砂防関係施設の高寿命化計画の策定完了を目標とする。
- ⑤インフラ高寿命化基本計画に基づき、海岸管理者による維持管理・更新等を着実に推進するため、高寿命化計画策定対象の地区海岸数のうち、高寿命化計画を策定した地区海岸数が平成32年度末時点で100%となる目標を設定。
- ⑥インフラ高寿命化基本計画におけるロードマップでの目標を踏まえ、地方公共団体が管理する施設については、平成32年度までに100%とすることを目標に設定。
- ⑦点検・維持修繕等の基礎となる高寿命化計画（個別施設計画）の早期策定のため高寿命化計画策定費補助の期限である平成29年度までに高寿命化計画（個別施設計画）が確実に策定されていることを目標に設定。
- ⑧「インフラ高寿命化基本計画」では、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新を行うことの重要性が掲げられおり、総合的・一体的なインフラマネジメントの実現を達成する必要があるため、平成32年度までにこれらすべての施設において個別施設毎の高寿命化計画を策定することを目標とする。
- ⑨平成32年度までに、全ての自動車道で高寿命化計画を策定することを目標とする。
- ⑩個別施設計画の策定状況を把握するために最適な指標であり、定期的に進捗を管理する必要があるため
  - (i) 国：社会資本整備重点計画（閣議決定）において、平成28年度までに全ての国営公園で高寿命化計画を策定することを目標に設定。
  - (ii) 地方公共団体：社会資本整備重点計画（閣議決定）において、平成32年度までに全ての策定対象地方公共団体で個別施設計画を策定することを目標に設定。
- ⑪策定対象施設について、平成32年度までに全ての対象施設で個別施設計画を策定することを目標に設定したもの。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

- ①地方公共団体等（事業主体）
- ②独立行政法人水資源機構、地方公共団体
- ③独立行政法人水資源機構、地方公共団体
- ④地方公共団体
- ⑤農林水産省、地方公共団体等
- ⑥地方公共団体（事業主体）
- ⑦地方公共団体等（事業主体）
- ⑧鉄軌道事業者
- ⑨自動車道事業者（事業主体）
- ⑩地方公共団体（事業主体）
- ⑪各省各庁（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

- ・第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

**【閣議決定】**

- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）

- 基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。（第Ⅱ．二．テーマ3（2）①Ⅱ）○インフラ長寿命化基本計画の策定）
- ・日本再興戦略改訂 2014（平成26年6月24日）  
インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二．二．テーマ3（3））
  - ・日本再興戦略改訂 2015（平成27年6月30日）  
インフラ長寿命化については、これまでの取組に続き、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、来年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二．二．テーマ3（3））
  - ・経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日）  
安全性を確保しつつトータルコストを削減するため、維持管理技術の開発促進と導入、ストック情報の整備とICTの維持管理への利活用、長寿命化計画の策定推進、メンテナンスエンジニアリングの基盤強化とそ  
ののための体制整備等を進める。（第3章3．（2）②）
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成26年6月24日）  
「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策  
定・実施を加速する。（第3章2．（2））
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成27年6月30日）  
社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土  
強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少  
等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進  
める。（第3章5〔2〕）
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成28年6月2日）  
社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、  
国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの  
成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な  
建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性向上を図りつつ、戦略的な取組を安定  
的・持続的に進める。（第2章2（5））
  - ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）  
施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、  
インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に  
策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクル  
を構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。（第3章2．（横断的分  
野の推進方針（2））

【閣決（重点）】

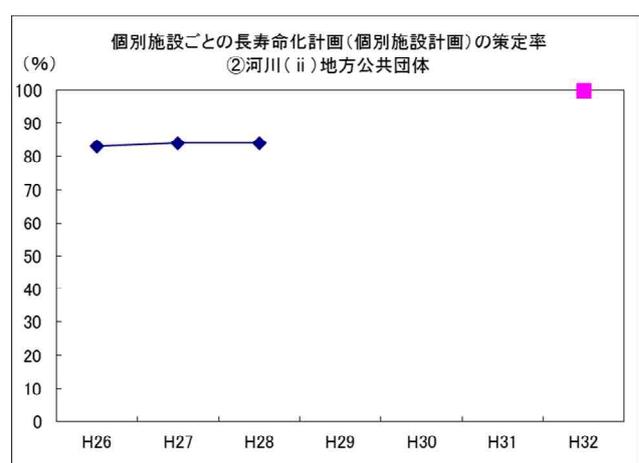
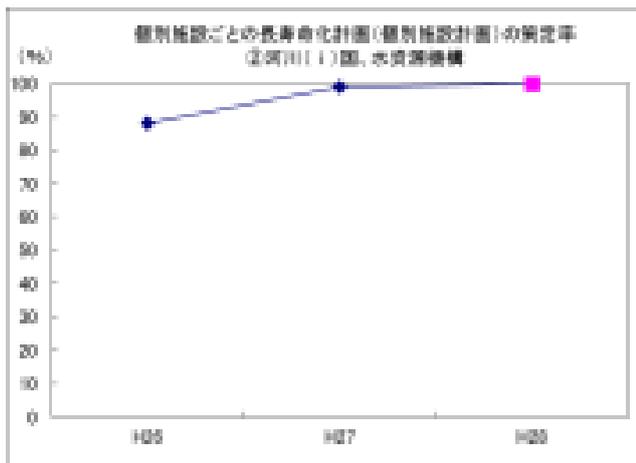
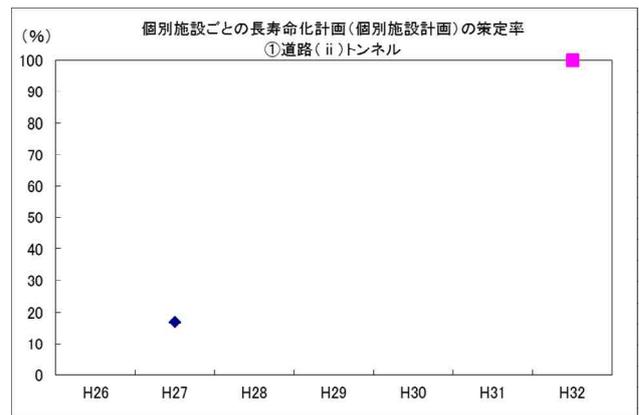
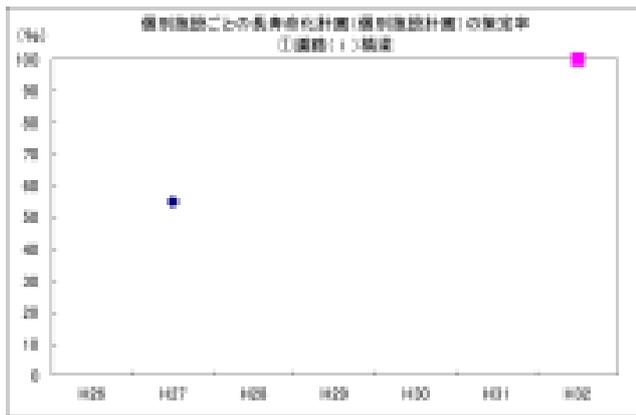
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

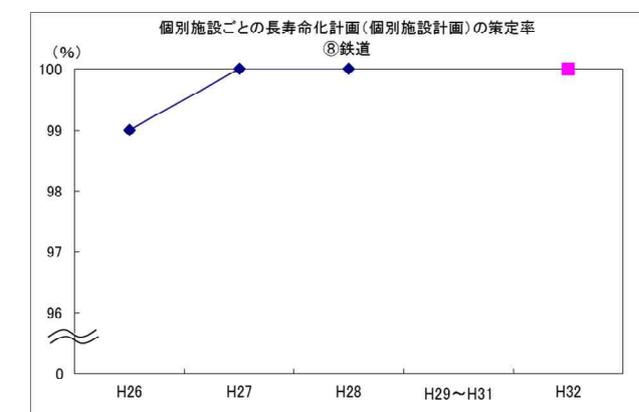
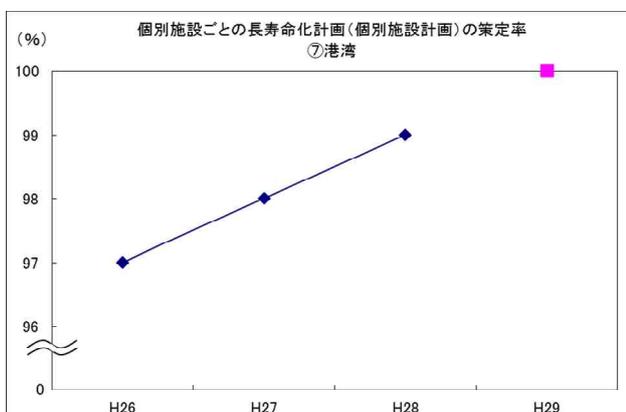
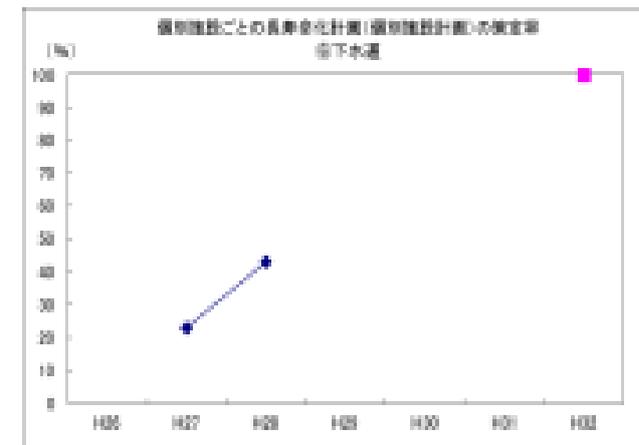
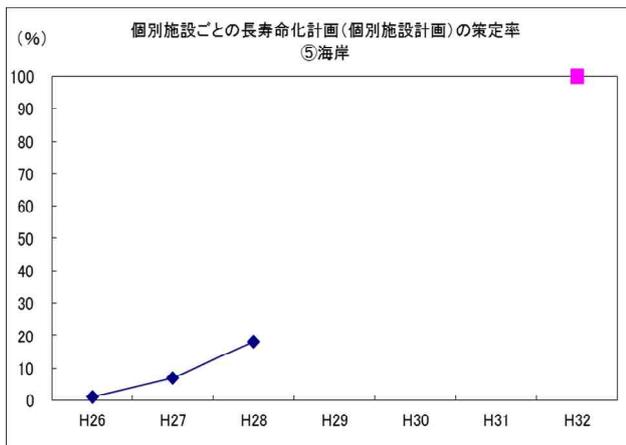
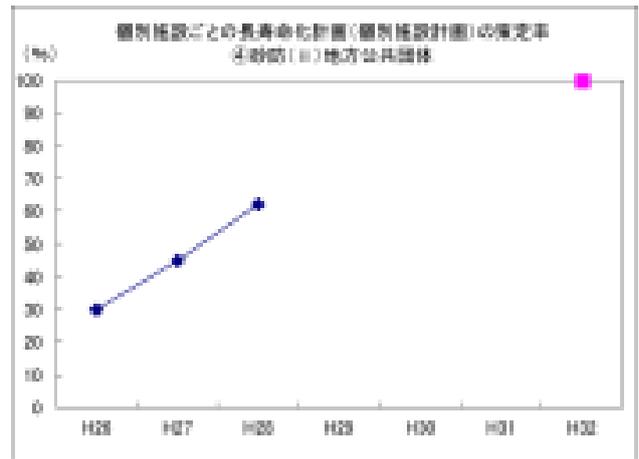
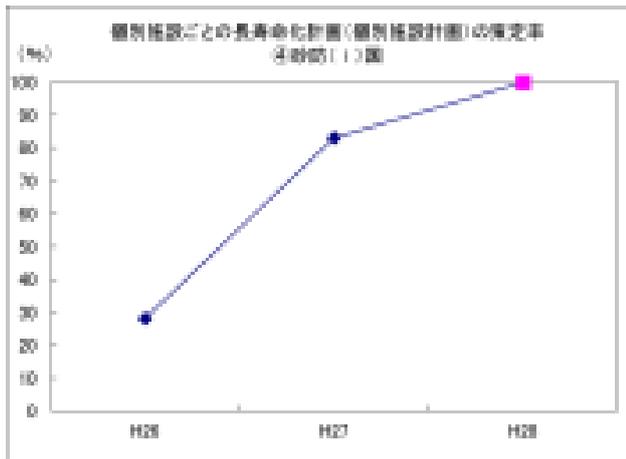
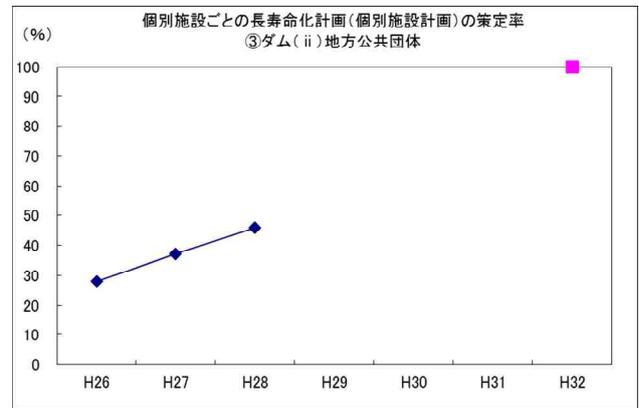
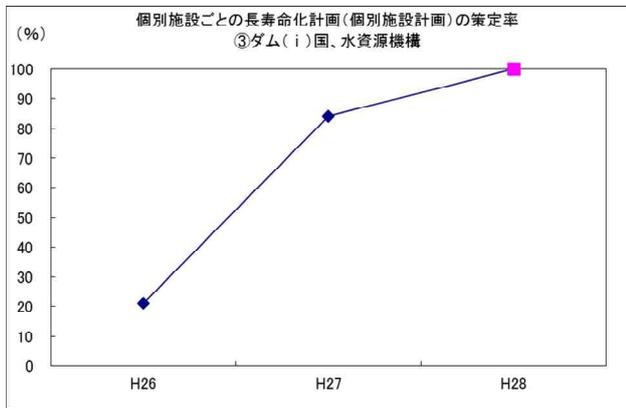
【その他】

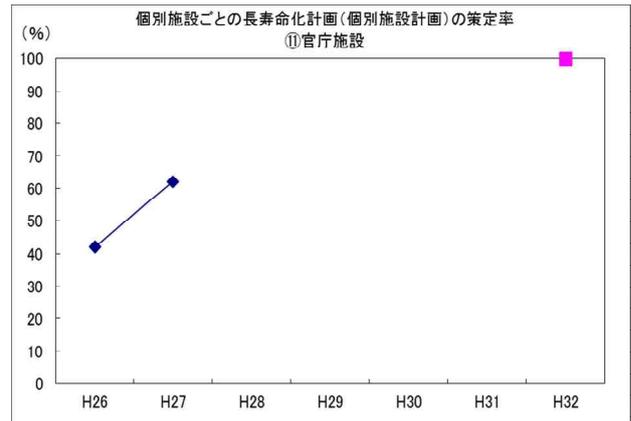
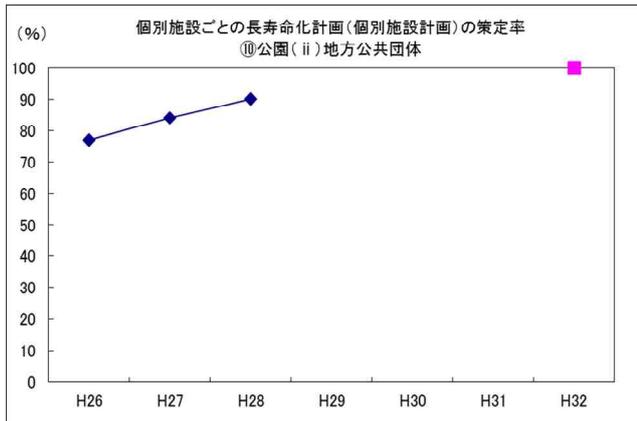
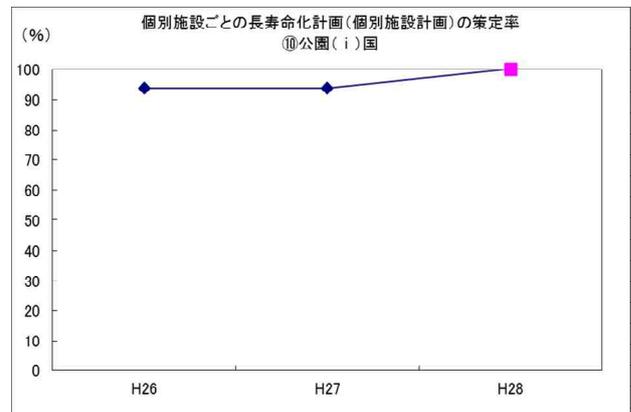
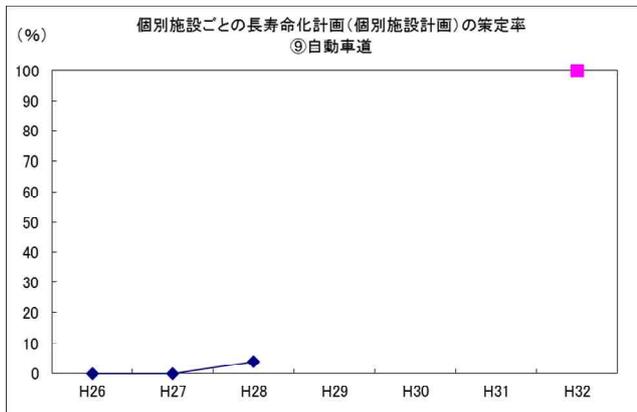
- ・インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）
- ・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年5月21日）

過去の実績値①					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
		(i) -	(i) 55%	(i) 集計中	
		(ii) -	(ii) 17%	(ii) 集計中	
過去の実績値②					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
		(i) 88%	(i) 99%	(i) 100%	
		(ii) 83%	(ii) 84%	(ii) 84%	
過去の実績値③					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
		(i) 21%	(i) 84%	(i) 100%	
		(ii) 28%	(ii) 37%	(ii) 47%	
過去の実績値④					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
		(i) 28%	(i) 83%	(i) 100%	
		(ii) 30%	(ii) 45%	(ii) 62%	
過去の実績値⑤					(年度)

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		1 %	7 %	1 8 %
過去の実績値⑥				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		—	2 3 %	4 3 %
過去の実績値⑦				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		9 7 %	9 8 %	9 9 %
過去の実績値⑧				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		9 9 %	1 0 0 %	1 0 0 %
過去の実績値⑨				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		0 %	0 %	4 %
過去の実績値⑩				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		( i ) 9 4 % ( ii ) 7 7 %	( i ) 9 4 % ( ii ) 8 4 %	( i ) 1 0 0 % ( ii ) 9 0 %
過去の実績値⑪				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
		4 2 %	6 2 %	集計中







## 主な事務事業等の概要

### ①社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う (◎)

- ・インフラ長寿命化基本計画に基づき、各社会資本の管理者は、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画としての行動計画を平成28年度までに策定し、同行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を平成32年度までに策定する。
- ・これらの計画に基づいて、施設の点検・診断を実施し、その結果により、例えば、緊急措置が必要な道路施設について、応急措置等を実施した上で、修繕、更新、撤去のいずれかを速やかに決定し、その実施時期を明確化するなど、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。

予算額：

道路整備費16,602億円(国費)、社会資本整備総合交付金9,018億円(国費)、防災・安全交付金10,947億円(国費)等の内数(平成27年度)

道路事業費16,637億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,983億円(国費)、防災・安全交付金11,002億円(国費)等の内数(平成28年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

### ②社会資本の的確な維持管理・更新 (◎)

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

③社会資本の的確な維持管理・更新（◎）

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

④社会資本の戦略的な維持管理・更新（◎）

国、地方公共団体が、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するとともに、新技術の開発・導入、さらに、これらの取組を支える体制、法令、予算等の制度を構築することにより、国民の安全・安心を確保しつつ、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑤海岸保全施設の適切な維持管理の推進（◎）

海岸保全施設において、予防保全型の効率的・効果的な維持管理を推進し、背後地のより確実な防護と既存ストックの有効活用によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、海岸保全施設の老朽化状況を把握するとともに、長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく効率的な老朽化対策を推進する。

予算額：防災・安全交付金10,727億円（平成26年度国費）の内数

予算額：防災・安全交付金10,851億円（平成27年度国費）の内数

予算額：防災・安全交付金10,899億円（平成28年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑥下水道施設の老朽化対策の推進（◎）

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,018億円の内数（平成27年度）

8,983億円の内数（平成28年度）

防災・安全交付金予算額 10,947億円の内数（平成27年度）

11,002億円の内数（平成28年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑦個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施（◎）

各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

予算額：

港湾整備事業費2,312億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,964億円の内数（平成26年度）

港湾整備事業費2,314億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,966億円の内数（平成27年度）

港湾整備事業費2,317億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,986億円の内数（平成28年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑧社会資本の戦略的な維持管理・更新（◎）

各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑨長寿命化計画（個別施設計画）の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知（◎）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑩公園施設長寿命化計画策定調査による支援の実施 (◎)

地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

予算額：

社会資本整備総合交付金 8,983億円、防災・安全交付金 11,002億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 807億円の内数(平成28年度国費)

社会資本整備総合交付金 9,018億円、防災・安全交付金 10,947億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 811億円の内数(平成27年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑪個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定・実施 (◎)

インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、個別施設計画ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を平成32年度までに策定する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

①業績指標の実績値については、平成27年度において、道路橋で1,828団体中1,014団体、道路トンネルで711団体中120団体となっており、順調である。

② (i) 順調である。

国、水資源機構が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。

(ii) 順調である。

地方公共団体が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、

- ・社会資本整備総合交付金の交付
- ・中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領(技術)
- ・堤防等河川管理施設の点検結果評価要領の策定(技術)
- ・河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの策定

などの取り組みにより、実績値の上昇が見込まれることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

③ (i) 順調である。

国、水資源機構管理ダムの長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。

(ii) 順調である。

地方公共団体管理ダムの長寿命化計画について、

- ・社会資本整備総合交付金の交付
- ・ダム総合点検実施要領の策定
- ・ダム定期検査の手引き[河川管理施設のダム版]の策定
- ・ダム長寿命化計画の作成例の作成

などの取り組みにより、実績値の上昇が見込まれることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

④ (i) 順調である。

国が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。

(ii) 順調である。

地方公共団体が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑤順調である。指標に係る大きな動向はなく、目標値に向けて施策を推進していく必要がある。

⑥順調である。過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成32年度に目標を達成できる見込みである。

⑦過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑧平成26年度の実績値は99%であり、平成27年度及び平成28年度の実績値は100%である。

⑨順調でない。

⑩国営公園においては、平成28年度に目標値を達成した。

地方公共団体については、平成28年度時点で順調に増加している。

⑪平成27年度の実績値は62%まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。

#### (事務事業等の実施状況)

①引き続き、個別施設計画に基づき、施設の点検・診断、修繕、更新、撤去の必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。

②平成24年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定に関する通知を送付。

平成28年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの作成について通知を送付。

③平成24年度、全国に対して長寿命化計画策定に関する通知を送付。

平成25年度、全国に対してダム の長寿命化計画策定について通知を送付。

④平成26年度、『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)』を作成。

平成26年度、『砂防関係施設点検要領(案)』を作成。

⑤海岸保全施設の維持管理に関する予算については、毎年度増加し、適切に確保できている状況であり、海岸保全施設の適切な維持管理に取り組んでいるところである。

⑥平成27年度に、維持修繕基準や新たな事業計画等を定めた改正下水道法の施行に併せ、点検・調査、修繕・改築等の計画策定から対策実施に係る一連のプロセスを対象とした「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」を公表した。

平成28年度に、計画的な改築更新や点検・調査を支援するため、新たな予算制度として「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設した。

平成26年度予算要求に係る政策アセスメント「No6. 下水道老朽管の緊急改築推進事業」については、平成28年度予算要求に係る政策アセスメント「No5. 下水道ストックマネジメント支援制度の創設」へと変更し、中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数は平成32年度の目標である100%を達成できる見込みである。

⑦各施設の長寿命化計画を策定し、計画を反映しつつ事業の進捗が図られている。

⑧個別施設計画を策定した事業者数が全対象事業者数に達したためAとした。

⑨平成29年3月に長寿命化計画(個別施設計画)の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知した。

(平成29年度中に国に提出するよう求めている。)

⑩地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率を向上するため、平成29年度においても、地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

⑪対象となる各省各庁が所管する8,654施設のうち5,395施設で策定が完了している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

①業績指標の実績値については、平成27年度において、道路橋で55%、道路トンネルで17%となっており、順調に推移していることから、Aと評価した。

引き続き、平成32年度までの目標値100%に向け、「道路メンテナンス会議」等を活用し、各道路管理者と情報共有等を図りつつ、着実に個別施設計画を策定していく。

- ② 国管理河川においては目標を達成しており、Aと評価した。地方公共団体管理河川については、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標値は達成できないこととなるため、Bと評価した。
- また、地方公共団体管理河川の目標達成に向けた取組みとして、
- 平成26年3月に中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の状態把握をするための点検を支援するため、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」を策定
  - 平成27年3月に中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検結果の評価を支援するため、「堤防及び護岸点検結果評価要領（案）」及び「樋門・樋管点検結果評価要領（案）」（平成28年3月に「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（案）」に統合）を策定
  - 中小河川における堤防等河川管理施設の点検及び点検結果評価について、「河川維持管理技術研究会」を開催する等、積極的に支援
  - 平成29年3月に長寿命化計画の策定が進むよう支援するため、「河川構造物の長寿命化計画策定の手引き」を策定
  - 社会資本整備総合交付金により長寿命化計画の策定等に必要な予算面の支援
- などを実施しているところ。上記取組により、長寿命化計画の策定に必要な予算や点検の実施を支援するとともに、適切に技術的助言を行っており、今後、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ③ 国、水資源機構管理ダムにおいては目標を達成しており、Aと評価した。地方公共団体管理ダムについては、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標値は達成できないこととなるため、Bと評価した。
- また地方公共団体管理ダムの目標値達成に向けた取組みとして、
- 平成25年10月に効率的・効果的なダムの総合点検を実施するため、手順等について実施例を交え「ダム総合点検実施要領・同解説」として策定
  - 平成27年5月には長寿命化計画の作成例を作成
  - 平成28年3月に定期検査の適切な実施に資するダム定期検査の手引き〔河川管理施設のダム版〕を策定
  - 定期検査及び総合点検にあたっては専門家の派遣や専門知識の提供等、積極的な支援
  - 社会資本整備総合交付金により長寿命化計画の策定等に必要な予算面の支援
- などを実施しているところ。上記取組により、長寿命化計画の策定に必要な予算や定期検査・総合点検の実施を支援するとともに、適切に技術的助言を行っており、平成28年度に概ね必要なデータの蓄積等が完了したことから、今後、実績値が上昇する予定であり、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。
- ④ 国が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済みであり、Aと評価した。地方公共団体が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移しており、Aと評価した。今後も引き続き、地方公共団体において砂防関係施設の長寿命化計画の策定を進める。
- ⑤ 平成28年度の実績値は約18%であり、平成27年度に比べて伸率も増加していることから、着実な進捗を示していると言える。
- 平成26年6月に海岸法を改正し、海岸管理者の海岸保全施設の維持管理の責務を明確化するとともに、維持又は修繕に関する技術的基準等（以下「基準」という。）を省令で規定し、海岸保全施設の適切な維持管理を推進し始めたところである。
- また、「海岸保全施設の維持管理マニュアル」を改訂し、管理者において長寿命化計画の策定が進むよう支援しているほか、平成26年度より防災・安全交付金等により海岸管理者に対して、長寿命化計画の策定やその調査に必要な費用の支援を行っている。
- 長寿命化計画の策定に先立ち、点検を実施することになるが、点検の実施率については平成28年度の実績値は49%となっており、着実な進展をしていることから、長寿命化計画の策定についても、今後着実に進展していくと考えられる。
- 以上より、Bと評価した。
- ⑥ 当指標は平成28年度までのトレンドを延長すると、平成32年度までには目標値に達成する見込みであるため、Aと評価した。引き続き、中長期的な維持管理・更新計画の策定を推進する。
- ⑦ 業績指標については、99%という状態であり、順調に推移していることからAと評価した。
- ⑧ 個別施設計画を策定した事業者数が全対象事業者数に達したためAとした。
- ⑨ 長寿命化計画（個別施設計画）の策定率が現状では4%に留まっていることから、Bと評価した。自動車道事業者による計画の策定を円滑にするため、作成例を平成29年5月に送付。
- ⑩ 業績指標は、国営公園では目標値を達成した。地方公共団体については、平成28年度時点において前述のとおり、本業績指標は順調に増加していることから、Aと評価した。今後も公園施設の長寿命化計画策定に係る支援を実施していくこととする。
- ⑪ 官庁施設における個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率は実績値が62%であり、順調に推移しており、Aと評価し、引き続き策定の推進を図る。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室  
総合政策局公共事業企画調整課、総合政策局参事官（社会資本整備）

- ①道路局国道・防災課（道路保全企画室長 伊藤 高）
- ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室（課長 小俣 篤）
- ③水管理・国土保全局河川環境課流水管理室（課長 小俣 篤）
- ④水管理・国土保全局砂防部保全課（課長 今井 一之）
- ⑤水管理・国土保全局海岸室（室長 内藤 正彦）、港湾局海岸・防災課（課長 村岡 猛）
- ⑥水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長 加藤 裕之）
- ⑦港湾局技術企画課港湾保全政策室（室長 佐藤 敬）
- ⑧鉄道局施設課（課長 江口秀二）
- ⑨自動車局総務課企画室（室長 谷口 礼史）
- ⑩都市局公園緑地・景観課（課長 町田 誠）
- ⑪大臣官房官庁営繕部計画課（課長 住田 浩典）

関係課：①道路局環境安全課（課長 森山 誠二）、道路局高速道路課（有料道路調整室長 荒瀬 美和）  
⑪大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（室長 植木 暁司）

**業績指標 117**

現場実証により評価された新技術数

<b>評 価</b>	
A	目標値： 200件（平成30年度） 実績値： 180件（平成28年度） 初期値： 70件（平成26年度）

**(指標の定義)**

現場実証を行っている技術のうち評価された新技術数

**(目標設定の考え方・根拠)**

新技術の導入・促進を加速させることを目的に、実績等を勘案し数値目標を設定。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

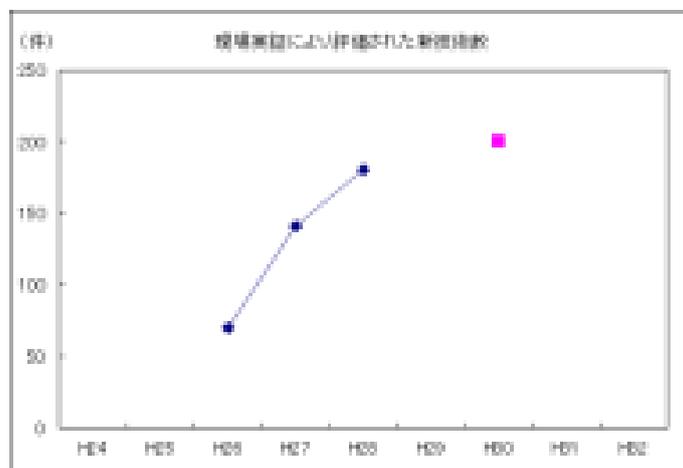
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
—	—	70件	141件	180件	



**主な事務事業等の概要**

社会資本のモニタリング技術については、管理ニーズの体系的整理、管理ニーズと技術シーズのマッチングを行った上で、異分野の技術も含めて施設ごとに現場を活用して実証試験を実施し、耐久性・安全性・経済性等の検証、得られたデータと施設の状態との関係の分析等を通じて、管理ニーズからみた有効性を明らかにすることにより、技術研究開発等を促進。

ロボット技術について、現場ニーズと異分野技術を含めた技術シーズのマッチングを行い、民間や大学等のロボットを公募し、現場での検証・評価を通じて、有用なロボットを国土交通省が実施する事業の現場へ先導的に導入することにより、技術研究開発を促進。

予算額：モニタリング技術の開発・活用検討経費 24,024千円

次世代社会インフラ用ロボット開発・導入経費 129,820千円（補正予算を含む）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成 28 年度時点で 180 件であり、平成 29 年度以降は SIP で開発された有用な要素技術を含めて、民間企業等が開発した新技術の現場実証・評価を行い、新技術の導入の更なる加速化を図る予定である。そのため、当初掲げていた目標年度の目標値を順調に達成する見込みである。

#### (事務事業等の実施状況)

次世代社会インフラ用ロボットによる点検等については、水中の分野は、平成 28 年度より試行的導入を実施している。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の 5 分野で、現場検証を行っている。NETIS についてはテーマ設定型の技術公募の順次行っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 28 年度時点で 180 件であり、平成 29 年度以降は SIP で開発された有用な要素技術を含めて、民間企業等が開発した新技術の現場実証・評価を行い、新技術の導入の更なる加速化を図る予定であり、目標年度に目標値を達成する状況を鑑み、A と評価した。引き続き、次世代社会インフラ用ロボットによる点検技術については試行的導入や現場での検証及びセンサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については現場検証、NETIS についてはテーマ設定型による新技術の選定・現場検証を行う。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課 石原 康弘  
総合政策局技術政策課 吉元 博文  
総合政策局公共事業企画調整課 勢田 昌功

**業績指標 118**

民間ビジネス機会の拡大を図る地方ブロックレベルの PPP/PFI 地域プラットフォームの形成数

**評価**

A	目標値：8ブロック（平成32年度） 実績値：9ブロック（平成28年度） 初期値：0ブロック（平成26年度）
---	---

**（指標の定義）**

PPP/PFI に関する情報・ノウハウの共有、関係者間のネットワークの構築、PPP/PFI の案件形成等に係る情報・ノウハウの横展開を図るための産官学金の協議の場（地域プラットフォーム）を全国8ブロックごとに形成する。

**（目標設定の考え方・根拠）**

社会資本整備と財政健全化の両立に加え、地域の課題解決や活性化、地域経済の成長につなげていく案件を重点的に掘り起こし、地域プラットフォームを通じてノウハウの共有・横展開を促進する。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

産：民間事業者、専門家（コンサルタント、会計士、弁護士等）

官：地方公共団体 学：大学等 金：銀行等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

経済財政運営と改革の基本方針 2016 第3章 5. (2)

日本再興戦略 2016 第2 II 2-3.

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画 第1章第2節 2. (2)④

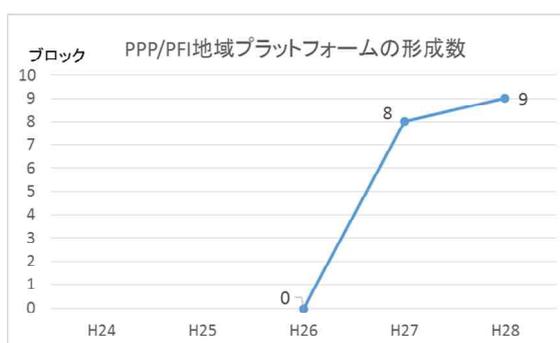
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
0	0	0	8	9



**主な事務事業等の概要**

地方公共団体及び民間事業者における情報・ノウハウの不足及び官民間での対話・提案の場の不足等の現状を踏まえ、PPP/PFI に関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間の連携強化、具体的な案件形成を図るための産官学金の協議の場（地域プラットフォーム）を全国をカバーするブロックごとに形成することとし、H27年度より取り組んでいる。

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**

H27年度時点で目標値8ブロックを達成し、H28年度には地方の実情を踏まえ、1ブロック追加して9ブロックを形成しており、目標を達成。

**（事務事業等の実施状況）**

地域プラットフォームの円滑な事業実施・運営を確保するため、産官学金より構成されるコアメンバー会議をプロ

ックごとに設置しているほか、ブロックごとに課題に応じたセミナーを開催している（テーマ：自治体職員のノウハウ取得、事務手続きの簡素化、庁内体制の構築、地域企業の参加等）。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

――

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 総合政策局官民連携政策課 小笠原課長  
関係課： なし

**業績指標 119**

不動産証券化実績総額\*

**評 価**

A

目標値：75兆円（平成28年度）  
 実績値：75兆円（平成28年度）  
 初期値：51兆円（平成23年度）

**（指標の定義）**

主たる投資対象を不動産とするJリート（注1）、不動産特定共同事業（注2）、資産流動化法スキーム（注3）、合同会社一匿名組合出資スキーム（注4）等の活用による不動産証券化の実績総額（注5）

（注1） Jリート（不動産投資法人）とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品。

（注2） 複数の投資家が出資して、許可を受けた不動産会社等（不動産特定共同事業者）が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。

（注3） 資産流動化法に基づき設立された特定目的会社のことを指す。

（注4） 不動産の証券化（オフィスビルや賃貸マンション等の不動産信託受益権を担保に、証券を発行して投資家から資金を調達する手法のこと。投資家は賃料収入などの収益に基づいて、利払いや配当などを受ける。）のために活用されるペーパーカンパニー。

（注5） 不動産証券化の総額の算出に当たっては、各証券化スキームによる不動産（不動産信託受益権を含む）の取得総額を累積加算している。

**（目標設定の考え方・根拠）****〔目標設定の考え方〕**

不動産の証券化は、約1,750兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良な都市ストックの形成を可能にするものである。主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大及び活性化の状況を示すものであることから、業績指標として採用している。

**〔根拠〕**

これまで、当該業績指標が着実に伸びるよう、政策を講じてきたところであるが、今後もその伸びを維持し、その上さらに拡大（過去5年間の証券化実績（単年度の伸び）の平均額以上に伸びを拡大）させるために、不動産証券化市場活性化のための不動産投資市場の環境整備を進めていき、初期値の約1.5倍となる75兆円という目標を設定した。

**（外部要因）**

国内・海外の景気動向、金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向、金融市場の動向

**（他の関係主体）**

金融庁（「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管している）

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）

「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二一、11-（2）i）

・日本再興戦略2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日）

「投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンドの組成・上場の促進を図るとともに必要な環境整備を図る。また、ヘルスケアリートについて、関係省庁・業界団体等が連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を加速する。」

「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多様化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる。」（第二一、5-2（3）i②）

・経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～（平成28年6月2日）

「不動産ストックのフロー化による投資の促進、地域経済の好循環を図るため、リート市場の機能強化、成長分野への不動産供給の促進、小口投資を活用した空き家等の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用を行うほか、鑑定評価、地籍整備や登記所備付地図の整備等を含む情報基盤の充実等を行う。」（第2章3.（3））

「投資や円滑な買換の促進等、中心市街地の土地・資産の流動性を高める方策を講ずる。」（第3章5.（2）②）

・経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年6月30日）

「大規模な災害等への備えとしての官民境界を含めた地籍整備等の推進や地価公示の充実、不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」（第2章3.〔2〕（2））

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

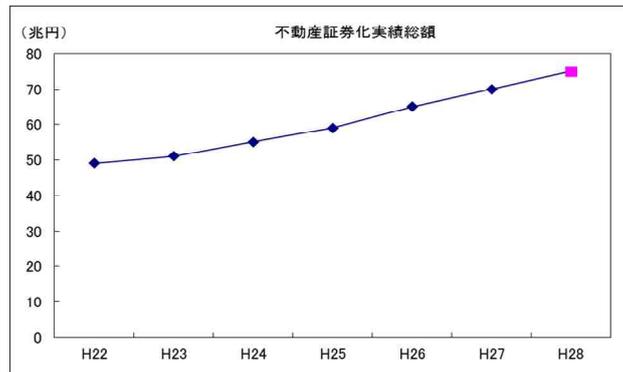
・国土交通省重点政策2016（平成28年8月公表）

2. 国際競争力の強化と新市場の開拓

(3) 官民連携のさらなる推進

「今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、地籍整備の推進、鑑定評価等を含む不動産情報の充実等を一体的に進め、都市力の向上、地方の創生に資する民間投資の促進を喚起する。」

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
5.5兆円	5.9兆円	6.5兆円	7.0兆円	7.5兆円	



### 主な事務事業等の概要

#### ① 不動産特定共同事業の監督及び普及啓発の充実

不動産特定共同事業を営む不動産特定共同事業者及び特例事業者等に対して定期的な立入検査を行うなどの適切な監督により、健全な市場の発展を目指す。加えて、地域において不動産証券化に精通した人材を育成し、不動産証券化を活用して地域の不動産再生に投資家を呼び込むために不動産証券化に係る普及・啓発、支援モデル事業を行う。（平成27年度予算額：30,000千円）

#### ② 地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備

地方都市における資金の循環による地方創生を推進するため、地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備のための有識者検討会及び各地域におけるセミナーの開催、地方都市における不動産ファイナンス等に係る事例集の作成、地方都市におけるヘルスケアリート活用促進のための環境整備を行う。（平成27年度予算額：24,000千円、平成28年度予算額：40,000千円）

#### ③ 不動産証券化手法等による公的不動産（PRE）の活用推進

地方公共団体における財政状況を改善し、PRE活用によるまちづくり効果を高め、不動産証券化市場の更なる活性化を促進するため、PRE活用手引書の普及やモデル団体支援事業の実施等により、地方公共団体間でノウハウ、情報の共有を進める。（平成27年度予算額：40,000千円、平成28年度予算額：32,000千円）

#### ④ Jリート及び特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置

リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することで、不動産取得コストを軽減し、不動産の証券化を推進することにより、豊富な資金を活用した物件の取得やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進する。

#### ⑤ 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置

特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することにより、特例事業者による不動産証券化を推進することで、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など都市機能の向上への民間資金の導入を促進する。

#### ⑥ 不動産市場の透明性向上に向けた環境整備

国内外の投資家等による不動産取引の活性化のためには、不動産市場の透明性向上が課題となっている。そのため、不動産の市場価格の動向を全国・地域別、住宅・商業用別に表す不動産価格指数の検討・整備を行う。（平成27年度予算額：115,000千円、平成28年度予算額：70,000千円）

#### ⑦ 耐震・環境不動産形成促進事業の推進

資金調達等が課題となって再生・利活用が進まない老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進する。

## 目標の達成状況に関する分析

## (指標の動向)

平成28年度までの不動産証券化実績総額は75兆円となっており、目標値を達成している。

## (事務事業等の実施状況)

## ① 不動産特定共同事業の監督及び普及啓発の充実

不動産特定共同事業法の適切な運用により、投資家の保護に資する市場環境の整備を図りつつ、投資家のニーズに対応した商品が供給され、投資家の資金が優良な都市ストックの形成に活用されるよう、以下の措置を講じることにより、不動産特定共同事業を推進した。

- ・合計9件の立入検査を実施し、不動産特定共同事業法の適切な運用が行われるよう努めた。
- ・不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した不動産再生の推進に関し、支援対象事業者を3社選定。これらの支援を通じて、不動産特定共同事業の活用に係る実務手引書を作成するとともに、不動産特定共同事業制度を周知し、地域の不動産証券化事業の担い手となる人材の育成に努めた。

## ② 地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備

地方都市における不動産投資を促進し地域経済の活性化を図るため、以下の施策を講じることにより、地方都市における不動産ファイナンス等の環境整備を行った。

(1) 平成27年度は、不動産証券化を活用した検討に向けて全国9箇所にて協議会を設置し、専門家を交えて検討会やセミナーを開催し、これらの支援を通じて「地方都市の不動産証券化ガイドブック」を策定した。

(2) 平成27年度策定の「地方都市の不動産証券化ガイドブック」を活用し、平成28年度は全国10箇所にて不動産証券化に関するセミナーを開催し、普及啓発及び人材育成に努めた。

(3) 平成28年度は不動産証券化手法の活用を検討している5事業者を選定し、専門家派遣を通じて事業の具体化に向けた検討を行い、不動産証券化事業の推進を図った。

なお、当項目については、平成27年度予算要求の際に実施したアセスメント評価の事後評価を実施したものである。

## ③ 不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用推進

積極的に民間活力を導入した公的不動産(PRE)活用に取り組む地方公共団体を対象に、民間活力の導入に関する事業条件の設定に係る助言や、専門家や実務者の派遣等の支援を実施することで、特徴的な事例の蓄積や不動産証券化手法等の民間活力の導入手法に係る課題の整理・解決に寄与した。

- ・平成27年度は11団体の支援を実施し、PRE民間活用手引書を作成した。
- ・平成28年度は5団体の支援を実施し、PRE民間活用手引書の普及啓発を通じて、人材育成及び案件形成を支援した。

## ④ Jリート及び特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置の延長

Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る不動産流通税(登録免許税・不動産取得税)の特例措置について、平成27年度税制改正において、適用期限を2年(平成29年3月31日まで)延長するとともに、特例の対象となる不動産に物流施設(倉庫)及びその敷地を追加することを実現し、不動産証券化を推進するための環境整備を行った。

## ⑤ 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置の延長

特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税(登録免許税・不動産取得税)の特例措置について、平成27年度税制改正において、適用期限を2年(平成29年3月31日まで)延長するとともに、登録免許税の特例の対象となる不動産に物流施設(倉庫)及びその敷地を追加することを実現し、不動産証券化を推進するための環境整備を行った。

## ⑥ 不動産市場の透明性向上に向けた環境整備

不動産価格指数(住宅)は、平成24年8月から試験運用、平成27年3月から本格運用を開始した。また、不動産価格指数(商業用不動産)についても、平成28年3月から試験運用を開始した。

## ⑦ 耐震・環境不動産形成促進事業の推進

老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成(改修・建替え・開発事業)を促進している。平成28年度末時点で、10件の建物の環境改修案件及び開発事業案件への出資を決定し、国費相当額比で約6倍の民間資金からの投融資が喚起された。

## 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度の不動産証券化実績総額は75兆円となっており、目標値を達成していることからAと評価した。目標年度が到来したが、引き続き、改正不動産特定共同事業法(平成29年法律第46号)の普及啓発や不動産市場の透明性向上に向けた環境整備等により、不動産市場の拡大及び活性化を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 大澤 一夫）

関係課：

**業績指標 120**

指定流通機構（レイズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数\*

**評 価**

A

目標値：165千件（平成28年度）  
 実績値：179千件（平成28年度）  
 初期値：136千件（平成23年度）

**（指標の定義）**

指定流通機構（レイズ）（注1）の売却物件に係る年度の成約報告件数（注2）

（注1）指定流通機構（レイズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レイズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。

（注2）指定流通機構（レイズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、中古物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、目標値は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。

**（目標設定の考え方・根拠）**

宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、平成18年度から平成23年度にかけての成約報告件数の伸び（年平均3.6%）が、平成24年度以降5年間継続するものとした件数（157千件）に、中古住宅流通市場の活性化の施策の効果等を見込み（5%増）、当該目標値を設定した。

**（外部要因）**

不動産市場動向（地価・住宅価格の下落）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）  
 「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二一. 11（2）i）
- ・日本再興戦略2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日）  
 「不動産に係る総合情報システムの整備や、次期通常国会を目的とした取引時におけるインスペクション（検査）の活用等を促進するための宅地建物取引業法改正による流通環境の整備、中古住宅の長期優良化支援等により質の不安を解消し、我が国の中古住宅・リフォーム市場の拡大を図ることとし、2020年には同市場の規模を20兆円とする。」（第二一. 5－1.（3）iv①）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～（平成28年6月2日）  
 「建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。」（第2章 3.（3））
- ・経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年6月30日）  
 「空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。」（第2章 3.〔2〕（2））
- ・ニッポン1億総活躍プラン（平成28年6月2日）  
 「住宅の購入は、一生の中で最も高い買い物であるにもかかわらず、月日の経過とともに資産価値が低下してしまう場合が多い。住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。」（5.（6））
- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日）  
 「建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。」（Ⅲ. 4（1）⑤）

**【閣決（重点）】**

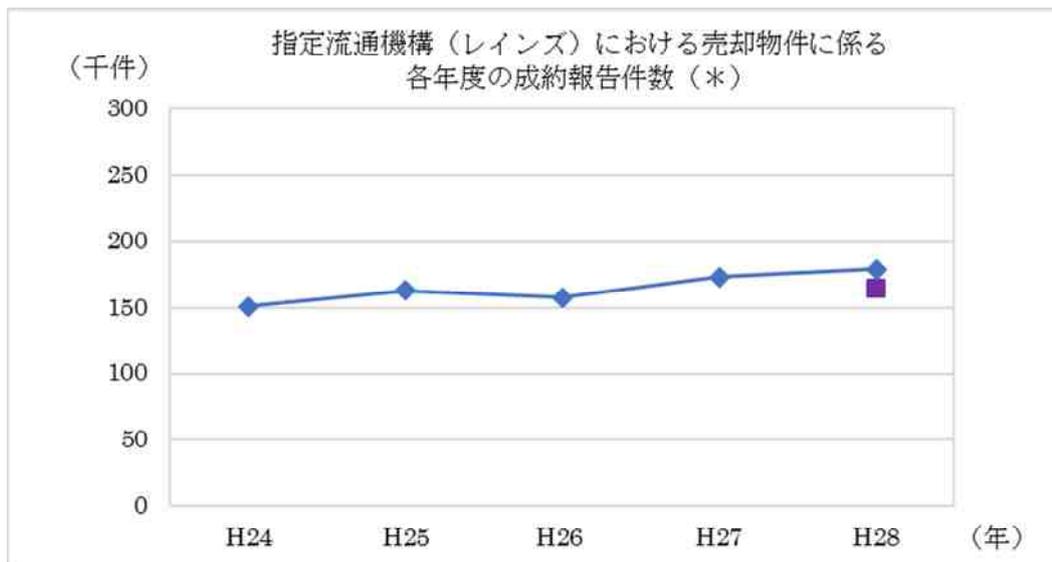
なし

**【その他】**

・国土交通省重点政策2016（平成28年8月）

「既存住宅の質の向上の促進、適正な建物評価を図るとともに、安心して取引できる市場環境の整備のため、改正宅建業法の周知を図り、建物状況調査（インスペクション）や瑕疵保険等の活用について取引市場における定着を推進する等により、既存住宅・リフォーム市場の活性化を推進する。」（Ⅱ．3．（3））

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
151千件	163千件	158千件	173千件	179千件	

**主な事務事業等の概要**

- ・不動産総合データベースの整備

不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るため、不動産取引に係る各種情報の集約・提供を行うシステム（不動産総合データベース）を構築し、宅建業者から消費者へ適時適切に情報を提供する。

（平成27年度予算額：0.85億円、平成28年度予算額 0.85億円）

- ・中古住宅取引に係る消費者の安心確保のための取引ルール検討

中古不動産取引において、宅建業者がリフォームやインスペクション等、関連する分野の事業者と連携して多様な消費者ニーズに対応できる体制・標準的な中古住宅取引ルールの構築を図る。

（平成27年度予算額：0.20億円、平成28年度予算額 0.21億円）

- ・レインズ（不動産流通標準情報システム）を活用した不動産取引情報の提供

レインズ（不動産流通標準情報システム）の機能を更に向上させることで、既会員の利用頻度の増進及び登録物件の取引の円滑化、消費者利益の保護・増進を図る。

**測定・評価結果****目標の達成状況に関する分析****（指標の動向）**

平成27年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は173千件となっており、平成28年度も179千件と、目標値である165千件を達成している。現在、不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るための取り組みや、中古不動産取引において、多様な消費者ニーズに対応できる体制の構築を図っており、不動産流通市場の環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

**（事務事業等の実施状況）**

- ・不動産総合データベースの本格運用に向け、平成27年度より横浜市における試行運用を開始し、平成28年度より横浜市に加えて静岡市・大阪市・福岡市へと試行運用エリアを拡大。利用状況や利用者アンケート結果を基に、本格運用に向けた方向性などについて取りまとめを実施。

- ・宅地建物取引業法を改正し、重要事項説明に建物状況調査（インスペクション）の実施の有無等を位置付け。
- ・レインズ（不動産流通標準情報システム）の取引状況等にかかる登録ルールの導入や、一般消費者向けに公開している成約情報について、一部情報提供地域の拡充を実施。

#### **課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標は179千件と前年比で約3%、目標値比で約8%のプラスとなっている。また、平成23年度から平成28年度にかけて、成約報告件数が減少に転じる年度もあったが、年平均で約6%の増加率を維持してきた。以上の理由によりA評価としている。

- ・全国版空き家・空き地バンクの構築を行うことで一覧性をもって検索が可能な環境を整備するとともに、各自治体によってばらつきのある掲載項目を標準化する。
- ・空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う協議会（地方公共団体・不動産業団体等）を支援するとともに、先進事例の調査を行い横展開を図る。
- ・不動産総合データベースについて、運営事業者との調整等を実施し、平成30年度の本格運用を目指す。

#### **担当課等（担当課長名等）**

担当課：土地・建設産業局不動産課（課長 中田 裕人）

**業績指標 1 2 1**

我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設業の海外受注高）\*

**評 価**

A	目標値：2.0兆円（平成32年度） 実績値：1.5兆円（平成28年度） 初期値：1.0兆円（平成22年度）
---	---

**（指標の定義）**

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による海外建設工事受注高の合計額

**（目標設定の考え方・根拠）**

国内建設市場が長期的に縮小傾向にあり、競争がさらに厳しさを増す一方で、アジアを中心とする世界の建設市場では経済成長に伴う膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、地方・中小建設企業を含む我が国建設企業の海外展開を支援することとし、建設業の新規年間海外受注高を平成21年～23年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、平成32年度までに年間2兆円までに伸ばすことを目標とする。なお、「建設業の新規年間海外受注高2兆円」は「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日関係会議決定）に明記された目標である。

**（外部要因）**

国内外の需要動向、相手国の政情等の社会・経済情勢

**（他の関係主体）**

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者  
 日系製造業等の民間発注者 等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【関係会議決定】**

○インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日経協インフラ戦略会議決定、平成28年5月23日改訂）  
 我が国企業が2020年に約30兆円（2010年：10兆円）のインフラシステムを受注することを目指す。  
 ※当該目標値2兆円については平成25年策定版別表にて記載あり。

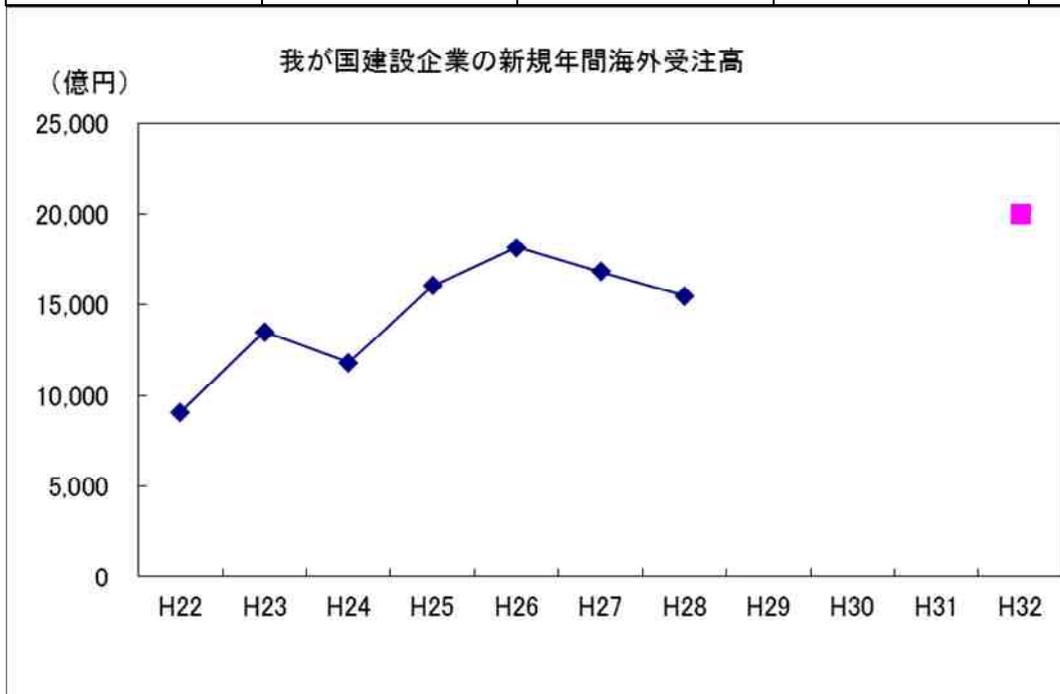
**【閣決（重点）】**

○第4次社会資本整備重点計画  
 政策パッケージ4-3（我が国の優れたインフラシステムの海外展開）  
 重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)：建設業の海外受注高：平成32年：2兆円

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H24	H25	H26	H27	H28
11,828億円	16,029億円	18,153億円	16,824億円	15,464億円



## 主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

### ①ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府主導で環境整備を推進するもの。具体的には、

- ・我が国建設産業のプレゼンス向上等を図るための二国間建設会議等の開催、トップクレーム等の活用等を通じたトラブルの解決
- ・相手国におけるセミナーの開催や関係機関と連携した国内研修の実施等を通じた新興国における建設関連制度の整備・普及支援
- ・現地制度や市場情報を適時に分かりやすく提供する海外建設・不動産市場データベースの充実
- ・多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用した取引ルール等の確立等を実施している。

### ②ビジネス機会の創出支援

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、新ビジネスの展開や独自の技術・ノウハウの売り込みを促進するもの。具体的には、

- ・プロジェクトの構想段階から相手国政府と連携した PPP 案件等を含むプロジェクト参画における企業への支援
- ・独自の技術・ノウハウを有する中堅・中小建設企業の構想段階から進出までの総合的支援
- ・地政学的に重要な拠点国の政府・企業と連携した我が国企業の進出が進んでいない第三国への展開支援等を実施している。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成 22 年度に実施した政策アセスメント（平成 23 年度予算概算要求）である「官民連携による海外プロジェクトの推進」及び平成 24 年度に実施した政策アセスメント（平成 25 年度予算概算要求）である「防災分野の海外展開支援」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ。平成 25 年度以降、海外建設受注高は大幅に増加し、平成 27・28 年度と若干の減少はあるものの、総じて平成 28 年度まで安定して 1.5 兆円以上の高い水準を示している。目標年度である平成 32 年度の目標値 2.0 兆円の達成に向けて順調に推移しているといえる。

#### (事務事業等の実施状況)

・ビジネス環境整備においては、ミャンマーとの日麺円卓会議や、第 4 回日インドネシア建設次官級会合等の場で相手国制度の改善について議論した。また、RCEP（東アジア包括的経済連携）などの国際交渉にも積極的に参加し、外資企業への参入規制の緩和等を働きかけてきた。加えて、国内への招聘による我が国の制度整備・普及支援としては、政策研究大学院大学と連携し、ベトナム政府職員に対し土地制度の研修プログラムを提供した。このほか、データベースを通じた情報提供も継続的に実施している。

・ビジネス機会創出支援においては、スリランカ、バングラデシュ両政府に対し今後の日本との共同プロジェクト組成に向けた調整を実施した。中堅・中小建設企業支援としては、インドネシア・ベトナム・ミャンマーへのミッション派遣や国内での海外進出戦略策定セミナーを行ってきた。また、拠点国の政府・企業と連携した第三国への展開支援としては、平成 28 年 3 月に米国と連携し、フィリピンでの「質の高いインフラ」の提供を目指した日米共同インフラセミナーを開催したほか、平成 29 年 3 月にシンガポールと連携し、今後の第三国への共同展開を見据えた「生産性向上に向けた日・シンガポール共同セミナー」を開催したところである。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 24 年度の海外建設受注高の実績は平成 23 年度と比較して微減しているものの、平成 25 年度以降においては 2 兆円近くの受注を記録しており、目標達成に向け堅調に推移している。加えて、直近では上記のような各種セミナー等、「質の高いインフラ投資」を促す施策を講じているところであり、今後の受注高増加が見込まれることから A と評価した。引き続き、平成 32 年度の目標値の達成に向け、我が国建設業の海外展開を積極的に支援する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局 国際課（課長 宮坂 祐介）

業績指標 1 2 2

専門工事業者の売上高営業利益率

評価

A	目標値：3.00%（平成30年度） 実績値：集計中（平成28年度） 4.38%（平成27年度） 初期値：2.57%（平成24年度）
---	--

(指標の定義)

専門工事業者の売上高に占める営業利益の割合（建設工事統計調査をもとに算出）

※専門工事業者の売上高営業利益率＝（営業損益/完成工事高）×100

※専門工事業＝建設工事統計調査の職別工事業＋設備工事業

(目標設定の考え方・根拠)

専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、これまで続いた建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。

その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高営業利益率が挙げられる。

営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることでの確に専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

平成24年度法人企業統計調査によると、全産業の売上高営業利益率は2.9%であるため、平成30年度にはこれを上回る3.0%を目指す。

(外部要因)

建設投資の増減等

(他の関係主体)

専門工事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

該当なし

【閣議決定】

該当なし

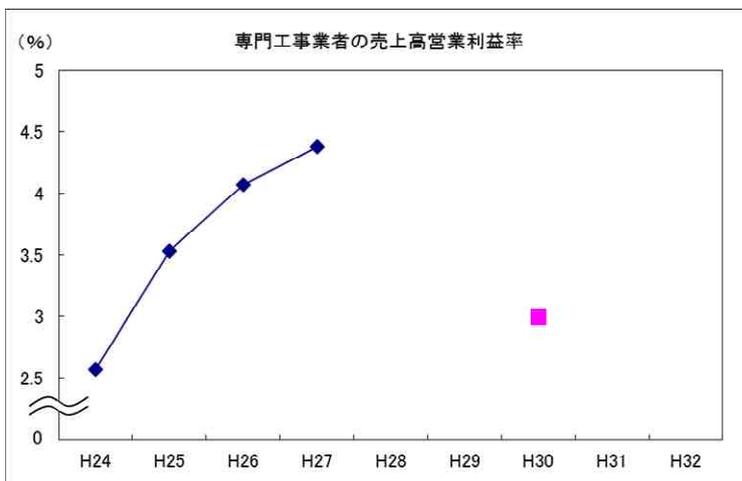
【閣決（重点）】

該当なし

【その他】

該当なし

過去の実績値				(年度)	
H24	H25	H26	H27	H28	
2.57%	3.53%	4.07%	4.38%	集計中	



## 主な事務事業等の概要

### 地域建設産業活性化支援事業の実施

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える中小・中堅の建設企業及び建設関連企業を支援するため、「地域建設産業活性化支援事業」を実施している。各地方整備局等に「活性化支援相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業等が抱える経営上の課題又は技術的な課題に関する相談申込を受け付け、各ブロックのエリア統括マネージャーによる統括の下、各分野の専門家により構成される活性化支援アドバイザーによる幅広いアドバイスを実施するとともに、担い手確保・育成又は生産性向上に資するモデル性の高い取り組みについては、重点支援を実施する。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

「順調である」

平成 28 年度については集計中であるが、平成 27 年度については、一定の経営体質の強化及び建設投資の増加という外部要因もあって目標値を達成しており、順調に推移しているといえる。

#### (事務事業等の実施状況)

地域建設産業活性化支援事業の実施状況

<相談支援>

平成 27 年度：877 件、平成 28 年度：716 件

<重点支援>

平成 27 年度：39 件、平成 28 年度：35 件

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、一定の経営体質の強化、建設投資の増加等の外部要因もあって、売上高営業利益率が上昇した結果、目標値を達成したため「A」と評価した。今後も様々な外部要因が指標に影響を与えるものと考えているが、専門工事業者の利益維持・向上に向けた取り組みは引き続き必要であることから、平成 29 年度より実施する「建設産業生産性向上支援事業」の活用を図ること等により、専門工事業者の利益増進のための環境整備を進めることとする。なお、目標値については、建設投資の動向や平成 28 年度の実績値を分析し、見直しの可否を検討する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局建設市場整備課（課長 木村 実）

## 業績指標 1 2 3

建設業における社会保険等加入率 (①企業単位、②労働者単位)

### 評価

①A ②B	目標値：①100% (平成 29 年) ②90%程度 (製造業相当) (平成 29 年) 実績値：①96% ②76% 初期値：①84% ②57%
----------	---

### (指標の定義)

・公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果 (国土交通省)

予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年 10 月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者 (約 16 万人) の賃金支払い実態を調査しており、当該調査において、企業単位、労働者個人単位での社会保険等 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) の加入状況調査を行った結果。

<企業単位>

社会保険等加入率

= 社会保険等に全て加入している企業数 / 公共事業労務費調査において有効標本とされる企業数 × 100

<労働者単位>

社会保険等加入率

= 社会保険等に全て加入している労働者数 / 公共事業労務費調査において有効標本とされる労働者数 × 100

### (目標設定の考え方・根拠)

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業 (すなわち保険未加入企業) が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」(平成 26 年 1 月) においては、「平成 29 年度までに事業者単位では許可業者の加入率 100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされている。

### (外部要因)

なし

### (他の関係主体)

厚生労働省

### (重要政策)

#### 【施政方針】

なし

#### 【閣議決定】

なし

#### 【閣決 (重点)】

なし

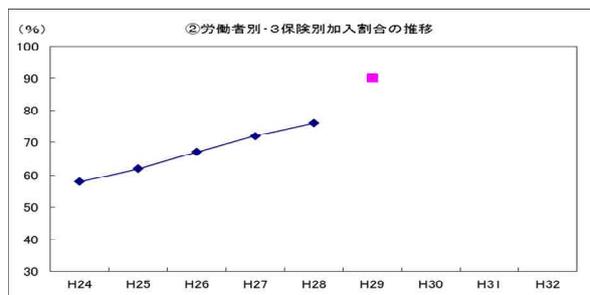
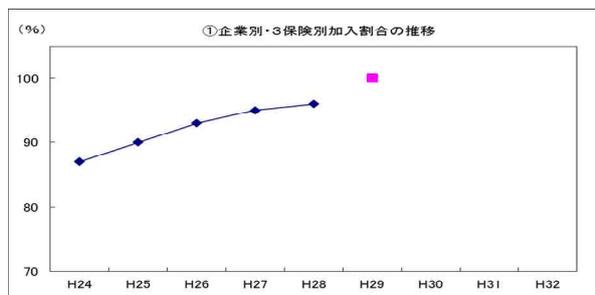
#### 【その他】

なし

### 過去の実績値

(年度)

H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
①87% ②58%	①90% ②62%	①93% ②67%	①95% ②72%	①96% ②76%



### 主な事務事業等の概要

社会保険加入推進のため、主に以下の取組を実施。

①社会保険未加入対策推進協議会の設置

関係者が一体となって取組を進めるため、建設業団体、学識経験者、行政（国土交通省、厚生労働省）で構成する協議会を開催し、情報共有や意見交換を行っている。

#### ②行政による指導

経営事項審査における未加入企業の減点幅の拡大や、建設業許可更新時における保険加入状況の確認、指導を行っている。

#### ③公共工事における対策の実施

国土交通省の発注する工事において、段階的に取組を実施し、保険加入企業に限定する措置を実施している。

#### ④建設企業の取組指針の制定

建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示す「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年11月より施行した。

#### ⑤法定福利費の確保

加入に必要な原資である法定福利費が下請企業まで確保されるよう、次の取組を実施している。

- ・直轄工事では必要な法定福利費を予定価格に反映
- ・法定福利費を内訳明示した見積書を下請から元請に提出することで、見積もり段階での法定福利費確保を図る

#### ⑥相談体制の充実

相談窓口の設置等、相談体制の充実を図っている。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

- ①については堅調に推移している。
- ②についても堅調に推移しているが、そのままでは目標値への到達が難しいといえる。

##### （事務事業等の実施状況）

平成28年7月28日に下請指導ガイドラインを改訂し、未加入の労働者の取扱いについて通知した。また、同ガイドラインの解釈について、事務連絡等で業界団体や都道府県を通して周知し、正しい認識の浸透に努めた。さらに、小規模事業者にも加入に必要な原資となる法定福利費が行き渡るよう、主に下請企業を対象とした法定福利費セミナーを全国で開催した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

取組の5カ年の計画期間が経過したことを踏まえ、「社会保険未加入対策推進協議会」の名称を「建設業社会保険推進連絡協議会」に変更し、引き続き意見交換等を行う。

これまでの取組の結果、加入率は着実に上昇しているものの、地域によって取組に温度差があることが課題であるため、今後、地方公共団体発注工事についても直轄工事と同様の措置を求める（直轄工事では、平成29年4月から二次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定している）とともに、民間発注工事においても対策を講じるなど、実態把握をしながら加入徹底に努める。

また、法定福利費を工事の請負金額の中で確保するために、法定福利費の明示を定着させる対策を検討する。

以上の施策に取り組むことにより、更に保険加入を徹底することから①についてはAと評価した。

なお、②については、加入率は上昇しているものの、目標値に比して未だ相当程度の差が見られることからBと評価した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室（室長 矢吹 周平）

業績指標 124

統計の情報提供量及びその利用状況 (①収録ファイル数\*、②調査票情報の二次利用申請件数\*)

評価	
①A	① 目標値：約 22,000件 (平成31年度) 実績値：約 20,600件 (平成28年度) 初期値：約 15,900件 (平成26年度)
②B	② 目標値：約 330件 (平成32年度) 実績値：約 260件 (平成28年度) 初期値：約 260件 (平成27年度)

(指標の定義)

市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況(収録ファイル数、調査票情報の二次利用申請件数)を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

統計調査結果については、ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html> 等)を通じて電子的な形や刊行物により統計データを提供しており、収録ファイル数及び調査票情報の二次利用申請件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。

統計の情報提供量である収録ファイル数について、ホームページに掲載する統計調査の集計結果を利用者の利便性を考慮した加工可能な形式でのデータ提供を推進することにより、利用者の利便性向上に資することから、これまでの収録ファイルの蓄積状況を勘案し、平成26年度の初期値より5年間で毎年約1,000件のファイルを収録し、平成31年度までに約22,000件とすることを目標とした。

また、調査票情報の二次利用申請件数については、統計法第32条及び同法第33条に基づき、利用者の個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計等が可能となっており、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、平成32年度までに平成27年度より約25%増の約330件とすることを目標とした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

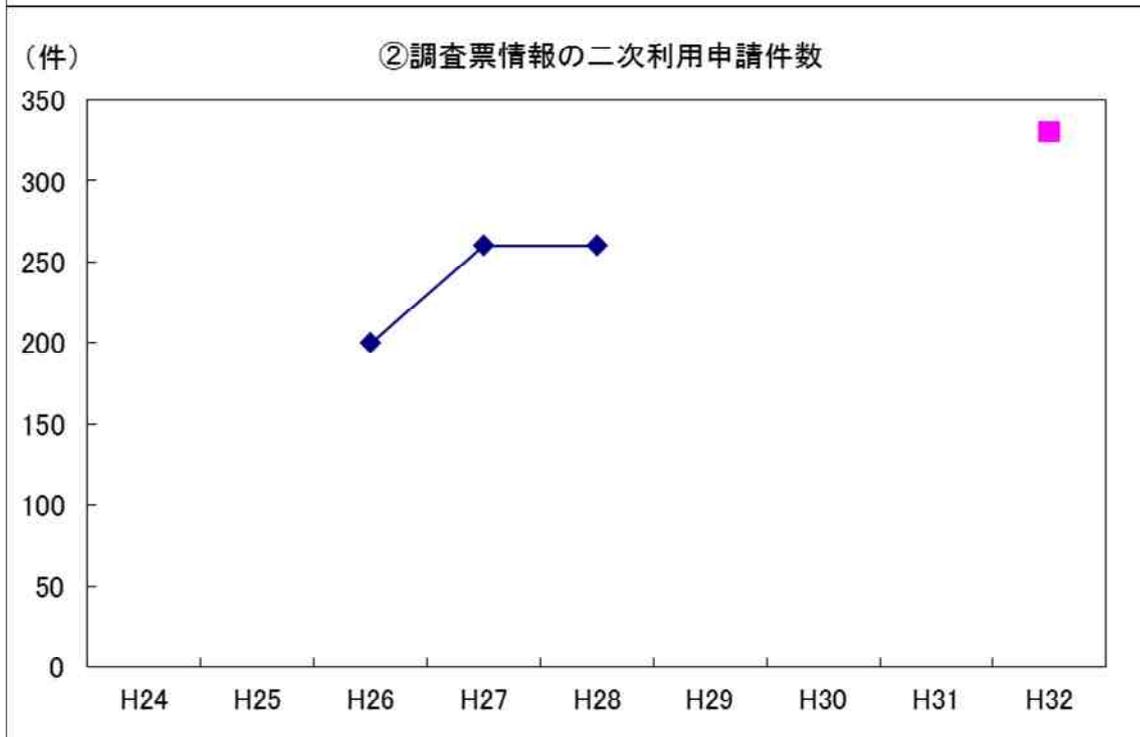
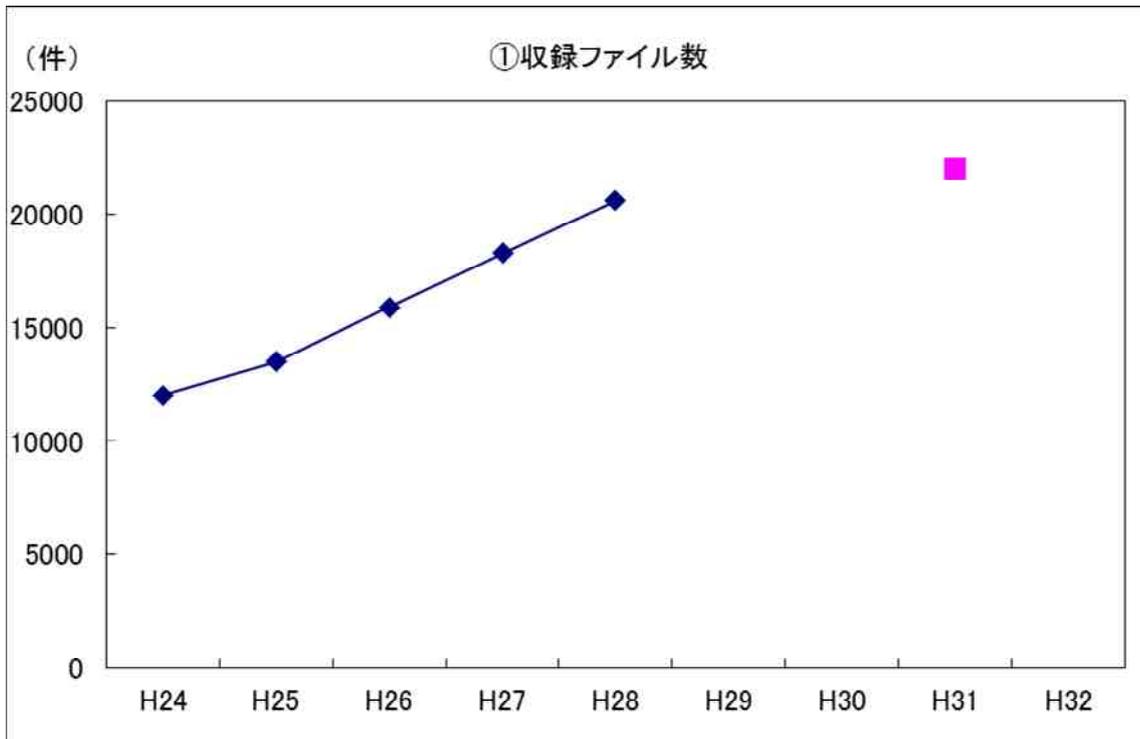
なし

【その他】

なし

過去の実績値 (①収録ファイル数)					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
約 12,000 件	約 13,500 件	約 15,900 件	約 18,300 件	約 20,600 件	

過去の実績値 (②調査票情報の二次利用申請件数)					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
-	-	約 200 件	約 260 件	約 260 件	



**主な事務事業等の概要**

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

建設統計関係予算額	1 7 7, 4 3 2 千円 (平成 2 7 年度)
	1 6 4, 2 1 7 千円 (平成 2 8 年度)
交通統計関係予算額	4 1 3, 5 7 1 千円 (平成 2 7 年度)
	4 0 9, 3 2 7 千円 (平成 2 8 年度)
大都市交通センサス予算額	1 2 6, 7 7 1 千円 (平成 2 7 年度)
	1 2 6, 3 4 3 千円 (平成 2 8 年度)

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

統計の情報提供量である収録ファイル数について、平成 28 年度末の実績値は約 20,600 件であり、前年比約 13% 増加していることから、順調に増加していると評価できる。

調査票情報の二次利用申請件数について、平成 28 年度末の実績値は約 260 件であり、平成 27 年度の初期値と同

数であるものの、長期周期の調査統計結果が公表されることから、調査票情報の二次利用申請の増加が見込まれる。

**(事務事業等の実施状況)**

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより収録ファイル数を相加させ、情報の充実を図るとともに利用者利便の向上を図った。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標については、統計の情報提供量である収録ファイル数について、平成 28 年度末の実績値は約 20,600 件であり、目標値との進捗率が 94%を示しているため、Aと評価した。

また、調査票情報の二次利用申請件数については、平成 28 年度末の実績値は、約 260 件であり、平成 27 年度の初期値と同数であることから、Bと評価した。

今後も引き続き、統計利用者の利便性の確保及び統計調査の効果的・効率的な実施につなげるためにも、調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていく必要があるため、統計表ファイルの提供情報の更なる充実を進めていくこととする。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：総合政策局情報政策課（課長 岩城 宏幸）

関係課：総合政策局情報政策課建設経済統計調査室（室長 長町 大輔）

総合政策局情報政策課交通経済統計調査室（室長 金子 喜一）

総合政策局公共交通政策部交通計画課（課長 金子 正志）

**業績指標 125**

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合\*

**評価**

B	目標値：57%（平成31年度） 実績値：52%（平成28年度） 初期値：49%（平成21年度）
---	---

**（指標の定義）**

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。）の割合

**（目標設定の考え方・根拠）**

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）においては、地籍調査対象地域（286,200 km<sup>2</sup>）のうち、地籍調査の未実施地域（146,147 km<sup>2</sup>）を対象とし、大規模な国・公有地等の優先度が低いと想定される地域以外の地域を優先的に地籍を明確にすべき地域（約50,000 km<sup>2</sup>）として整理している。その地域のうち、平成31年度までに地籍調査を実施する予定の地域（約21,000 km<sup>2</sup>）の進捗率（57%）を目標値とする。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- 国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）
- 国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）
- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定 平成28年8月24日一部変更）
  - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である（第2の2都市再生に関する施策の基本的方針）
  - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（同上）
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更）
  - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する（7（2）③シ）
- 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）
  - ・被災前における緊急輸送路の整備等の防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する（第3章2（12））
- 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）
  - ・地籍整備（略）を含む情報基盤の充実等を行う（第2章3.（3））
- 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）（中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」）
- 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）
  - ・地震や豪雨等に備えた地籍調査の推進（IV.（3））等
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）
  - ・復興事業と連携した地籍整備の促進（第1部1.（4））
  - ・土地境界が不明確になった地域における地籍情報の復旧支援事業と連携した地籍整備の促進（第1部2.（1）④）
  - ・国土の実態を適正に把握するため、（略）地籍整備の推進等を行う（第2部1.（3））
  - ・国民が継続的に正確な位置情報を利用できるよう、（略）土地境界等を明確にしておくための地籍整備を推進する（第2部3.（1）①）

**【閣決（重点）】**

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）「第2章に記載あり」

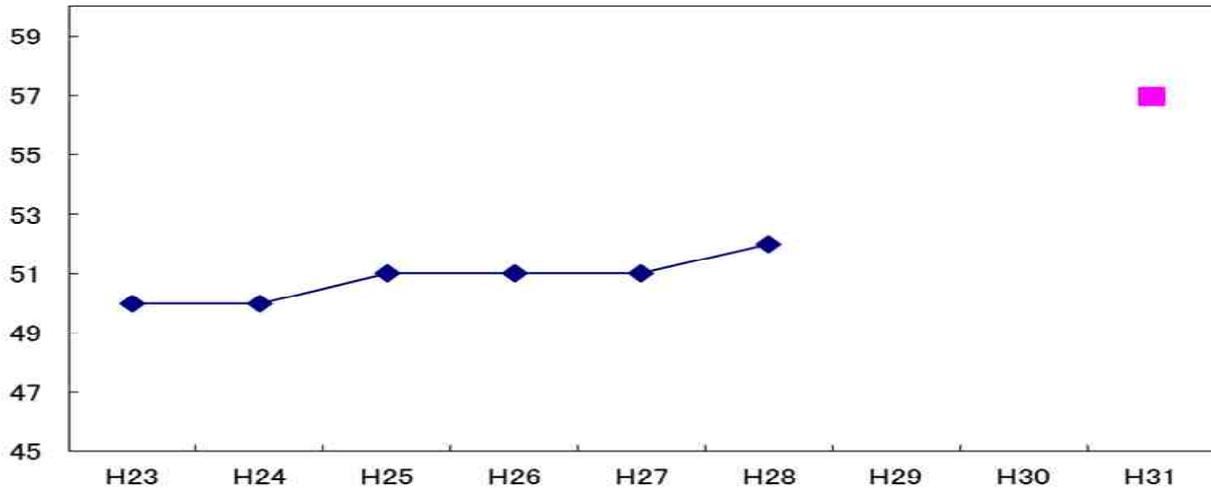
**【その他】**

- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）
  - ・土地の境界の明確化を推進する（5（1）③（iv））

過去の実績値					（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	
50%	51%	51%	51%	52%	

(単位: %)

地籍調査実施地域の面積の割合



①地籍調査 (◎) 平成 27 年度予算額 : 13,490,731 千円、平成 28 年度予算額 : 13,618,000 千円

※平成 28 年度予算額のうち 4,300,000 千円は、社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分。

地籍調査は国土調査法等に基づいて実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるもの。主な実施主体は市町村であり、国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 となっている)。地籍調査の実施により土地の境界を明確にすることは、大規模災害に備えた事前防災対策の推進、被災後の復旧・復興の迅速化、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進等に貢献する。

②基本調査 (◎) 平成 27 年度予算額 : 400,838 千円、平成 28 年度予算額 : 551,761 千円

基本調査は国土調査法等に基づいて都市部と山村部においてそれぞれ実施する。都市部では官民の境界情報(道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報)を調査し(都市部官民境界基本調査)、また、山村部では、主要な土地境界情報(三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報)を調査する(山村境界基本調査)。基本調査の成果は、後に市町村等により実施される地籍調査の基礎情報として活用され、地籍調査を一層促進する。

③地籍整備推進 (◎) 平成 27 年度予算額 : 244,659 千円、平成 28 年度予算額 : 113,937 千円

国土調査法第 19 条第 5 項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定する制度の活用により、地籍調査以外の測量成果を地籍整備に積極的に活用する。特に都市部における地籍調査の進捗率が遅れているため、平成 22 年度からは都市計画区域内等における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成(地籍整備推進調査費補助金)を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を機動的に活用することとしている。

④基準点測量等 (◎) 平成 27 年度予算額 : 226,844 千円、平成 28 年度予算額 : 120,825 千円

翌年度に地籍調査の実施を予定している地域のうち、国家基準点が不足しており、地籍調査の実施が困難な地域について、地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえた上で、国(国土地理院)が設置点数や設置場所を精査し、四等三角点等を設置する。地籍調査等に必要な基準点を適切に整備することにより、これら事業を円滑に進めることができ、地籍整備を一層促進する。

⑤土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連) (◎) 平成 27 年度予算額 : 223,000 千円、平成 28 年度予算額 : 246,816 千円

被災地における地籍調査の成果を最大限に活用しつつ、復旧・復興の迅速化が可能となるようにするため、以下のような地籍調査の実施状況に合わせて自治体を支援する。

地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施

を支援

地籍調査が実施中の地域

地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援

地籍調査が未実施の地域

国直轄による官民境界調査や市町村等による地籍調査の実施により土地境界情報を整備し、その成果を活用した復旧・復興の円滑な実施を支援

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成28年度には進捗率が52%となったが、平成31年度までの目標(57%)に照らすと、目標達成に向けた状況は順調でなく、地籍整備を推進する一層の取組が必要である。

#### (事務事業等の実施状況)

##### ①地籍調査

- ・大規模災害に備えた事前防災対策の推進、被災後の復旧・復興の迅速化、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進等に資する地籍調査を重点的に支援した。
- ・平成28年度より、従来からの地籍調査費負担金による地籍調査事業のほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備総合交付金における関連事業)を新たに創設し、社会資本整備に先行等して地籍調査を実施することで、政策効果の高い地籍調査を推進した。
- ・GNSS測量や高性能な測量機器を用いた効率的かつ高精度な地積測量を可能とする地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)の改正を行い、その普及啓発を実施し、より円滑な地籍調査の実施を推進した。

##### ②基本調査

- ・市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗の遅れている都市部及び山村部の地籍整備を推進した。
- ・特に南海トラフ地震に伴う津波による被災想定地域において、都市部官民境界基本調査を優先的に実施した。

##### ③地籍整備推進

- ・国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用を促進し、地籍整備を推進した。地籍整備推進調査費補助金をより有効に活用するため、平成28年度より、本補助金の申請方法等の問い合わせ対応や申請予定案件の内容に関する連絡調整等を現地に精通した地方整備局等においてよりきめ細やかに行うようにし、地方公共団体及び民間事業者等からの測量成果の提供がより円滑に行われるようにした。

##### ④基準点測量等

- ・地籍調査等に必要な基準点を適切に整備した。また、平成27年度より、地籍調査において、国土地理院が管理している電子基準点のみを与点とする効率的なGNSS測量手法を導入し、新たな四等三角点等を設置することなく、地籍調査を実施することが可能となったため、市町村等に対し、当該手法の普及啓発を実施し、より円滑な地籍調査の実施を推進した。

##### ⑤土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連)

- ・被災地における地籍調査の実施状況に合わせ、測量成果の補正を実施するなど、被災自治体の早期復興に貢献した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度には進捗率が52%となったが、平成31年度までの目標(57%)に照らすと、目標達成に向けた状況は順調でなく、地籍整備を推進する一層の取組が必要であるため、Bと評価した。

地籍整備は、土地所有者の立会いによる筆界の確認や高精度の測量等を行うため、相当程度の時間・費用を要する性質のものであるが、財政事情の深刻化、地方公共団体の実施要望の増加等の予算上の課題や、山村部における土地所有者の高齢化・不在村化、密集市街地など筆数・関係者が多くより手間がかかる都市部における実施件数の増加等の調査実施上の課題等により、地籍整備を円滑に実施することがこれまで以上に難しい状況となっている。

このような状況の中、引き続き、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、市町村等による地籍調査への支援のほか、国直轄の基本調査の実施、国土調査法第19条第5項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。また、予算・人員体制の確保や地域住民に対する啓発等を行うよう市町村等に働きかけを行っていく。

さらに、地籍整備の推進に当たっては、効率的・効果的な地籍整備を図る取組を進めることが重要であることから、GNSS測量等の新技術の地籍測量への積極的な導入による作業の効率化や、政策課題等を考慮した実施対象地域

の重点化による効果的な地籍整備の実施の徹底などに取り組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局地籍整備課（課長 野原弘彦）

業績指標 126

土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積\*

評価	
A	目標値：100 %（平成31年度） 実績値：88.5 %（平成28年度） 初期値：40.3 %（平成23年度）

（指標の定義）

人口集中地区及び周辺の区域（18,000k㎡。国土調査事業十箇年計画の目標値。）に占める土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した区域に係る陸域面積の割合とする。

（目標設定の考え方・根拠）

土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件等の情報を誰もが容易に把握・活用できるように、過去からの土地の状況の変遷に関する情報を整備するとともに、各行政機関が保有する災害履歴情報等を幅広く集約し、総合的な情報として利用しやすい形で提供することを目的に、国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として「土地履歴調査」を平成22年度より実施し、平成31年度までに100%の達成を目標とする。

なお、当目標値は第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）において設定された目標値である。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）「第2部1.（1）①に記載あり」

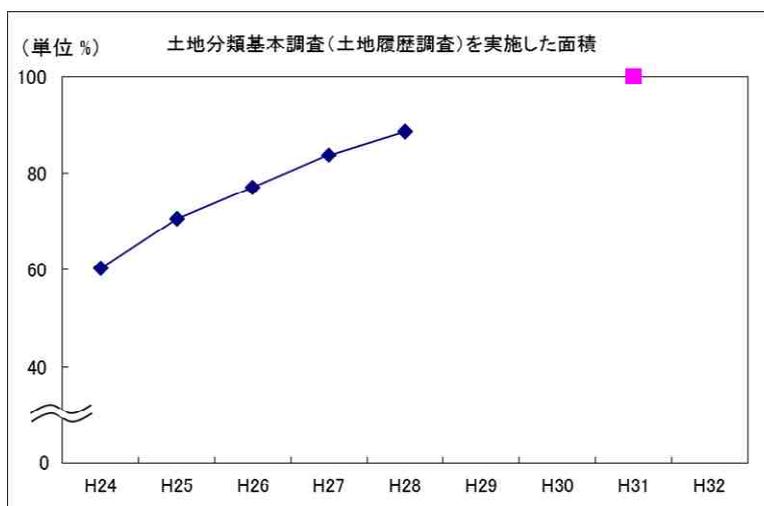
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
60.9	70.7	77.0	83.8	88.5	



### 主な事務事業等の概要

○土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施  
土地本来の自然条件や改変履歴、災害履歴等に関する情報を整備・提供する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施。  
予算額：53百万円（平成27年度）  
52百万円（平成28年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

平成25年度までは三大都市圏を整備していたため、整備面積量が大きく、大幅に進捗したが、平成26年度から目標年度までは三大都市圏以外の地方圏において調査を実施している。平成26年度以降、前年度と比較した進捗は7～5%で上昇しており、計画どおり順調に進捗している。

##### （事務事業等の実施状況）

平成28年度は、九州地区等において調査を実施し、当該調査の成果となる人工改変地の分布や改変前の自然情報を整備した人工地形及び自然地形分類図、自然災害による被害の履歴情報を整備した災害履歴図などの地図及び簿冊の取りまとめを行った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

前述の通り、平成28年度の実績値は88.5%であり、計画どおり順調に進捗している。また今後も計画達成に向け残りの対象地区について事前に情報収集等を行うなど、適切に調査を実施していくこととしているため「A」と評価した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局国土情報課（課長 青戸 直哉）  
関係課：なし

**業績指標 127**  
**貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率\***

**評価**

A	目標値：約 29%（平成 31 年度） 実績値：27.8%（平成 28 年度） 初期値：25.1%（平成 26 年度）
---	---

**（指標の定義）**  
 トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。

このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動（貨物自動車運送適正化事業）を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。

係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

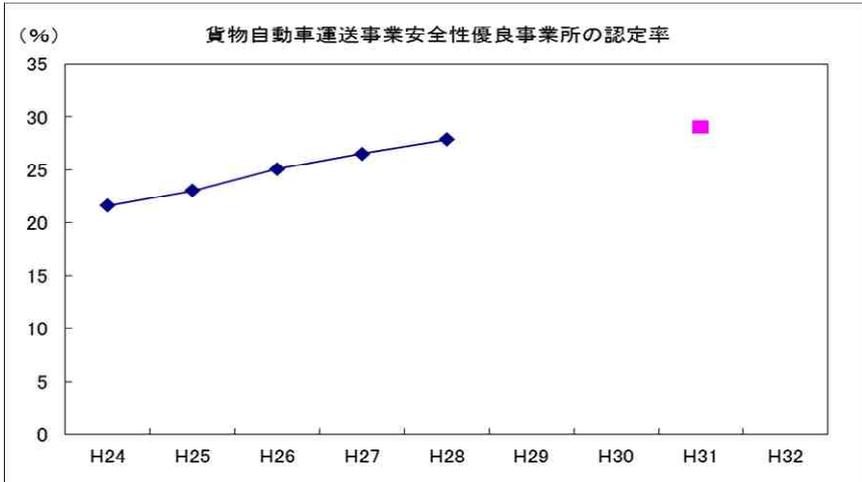
このため、本事業所の認定率（トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。）を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。

**（外部要因）**

**（他の関係主体）**  
 全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（（公社）全日本トラック協会、各都道府県トラック協会）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
**【閣議決定】**  
**【閣決（重点）】**  
**【その他】**

過去の実績値				(年度)	
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	
21.6%	23.0%	25.1%	26.5%	27.8%	



### 主な事務事業等の概要

事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

平成 28 年度における実績値は 27.8% となっており、平成 31 年度の目標値に向けて着実に推移していると評価できる。

##### (事務事業等の実施状況)

荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等により、輸送の安全の確保に努めているところ。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

近年の実績値の傾向を見ると、平成 31 年度の目標値に向けて着実に推移していると評価できるものの、引き続き目標達成に向けてトラック運送事業者の輸送の安全を確保する取組を推進していく必要がある。このため A と評価した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局貨物課 課長 加藤進

**業績指標 128**

**海運業（外航及び内航）における1事業者あたりの船員採用者数\***

**評価**

A	目標値：2.61人以上（海運業における船員採用者数（1事業者平均））（毎年度） 実績値：集計中（平成28年度） 3.22人（平成27年度） 初期値：1.83人（海運業における船員採用者数（1事業者平均）） （平成23年度）
---	---

**（指標の定義）**

国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、船員需給総合調査（国土交通省海事局）の海運業（外航及び内航）の各事業者における年間の採用者数（船員経験者（ただし、海運業内での異動分を除く。）及び船員未経験者）の水準を示した指数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

〈目標〉海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員を今度とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。

- ① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人（平成23年度～32年度）  
船員（海運業）のうち50歳以上の人数 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる
- ② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するため必要な1年ごとの採用者人数 278人（平成23年度～平成32年度）  
必要な1事業者ごとの年間採用者人数 278人  $\div$  2,773人①  $\div$  10年
- ③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者人数 → 1.83人  
 $1.83人 \div 278人 \div 152 =$ （各年度に必要な採用者人数） / （各年度の事業者数） 人
- ④ 新卒者の約3割が3年以内に離職していることを踏まえ、  
 $1.83 \times 0.7 = 2.61$ 人
- ⑤ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均2.61人の採用が行われること（水準）を確保する。

**（外部要因）**

- ① 景気動向等に伴う船員需要の増加の変動
- ② 船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の変動

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）第2部4（2）船員等の育成・確保
  - 外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため①海運事業者が運航する船舶の活用による、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡大及び内航海運への導入、②内航船の運航実態に即した実践的な乗船訓練を可能とする内航用練習船の導入を進めるなど、船員教育の更なる質の向上に取り組む。
  - 高齢化の進展等に伴う内航船員の不足に対応するため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者とが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進する。また、計画的に新人船員の確保・育成に取り組む事業者を支援する。

・「日本再興戦略」改訂2016 中短期工程表（平成26年6月24日閣議決定）

**Ⅲ. イノベーション創出、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等**

**2-1. 人材力の強化 企業の人材管理の促進**

医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等における雇用管理改善、マッチング対策、人材育成など、若者をはじめとする人材の確保・育成対策を総合的に推進する。

・交通政策基本計画（平成27年2月13日）

**第3節 交通を担う人材を確保し、育てる**

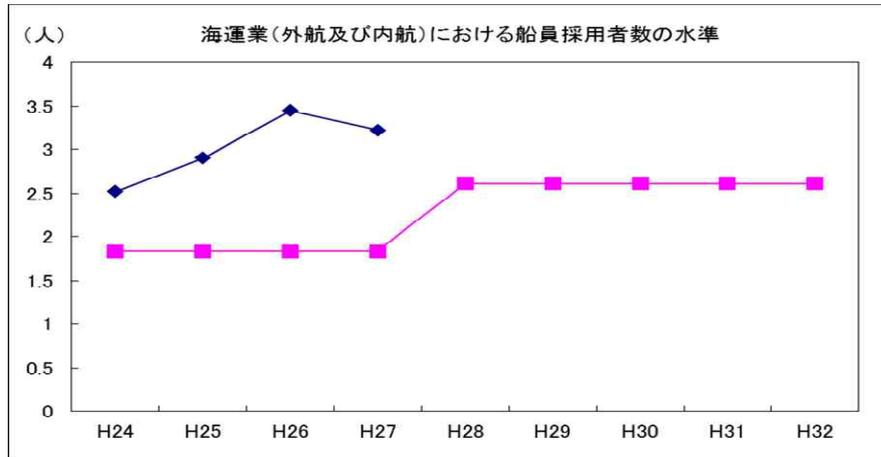
- （1）輸送を支える人材の確保や労働条件・職場環境の改善

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし				
過去の実績値				(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
2. 5 2	2. 9 0	3. 4 5	3. 2 2	集計中



### 主な事務事業等の概要

船員の確保・育成体制の強化  
 海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進等事業の実施や内航船員を志向する若年者を増加させるために若年内航船員確保推進事業の実施等、船員確保・育成等に係る総合的な対策を実施した。

予算額 1. 4 億円 (平成 2 8 年度)

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

平成 2 8 年度の実績値は集計中であるが、平成 2 7 年度の実績値は 3. 2 2、平成 2 6 年度の実績値は 3. 4 5 といずれも目標値 (平成 2 9 年度事後評価実施計画において目標値を変更しており、2 7 年度までの目標値は 1. 8 3) を上回り順調に推移しており、退職規模に見合う船員採用者数の水準を確保されていると考えられる。

##### (事務事業の実施状況)

#### 船員確保・育成等総合対策事業の実施

##### ・船員計画雇用促進等事業

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成 2 0 年度に創設。平成 2 7 年度においては、1 9 7 事業者 (平成 2 6 年度：1 7 7 事業者) が国土交通大臣による認定を受けている。

##### ・若年内航船員確保推進事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取り組みを平成 2 3 年度から実施。平成 2 7 年度については全国で水産系高校 2 1 校、2 0 9 人の若年者が就業体験に参加する等、内航船員を志向するよい契機となっている。

##### ・内航船員就業ルート拡大支援事業

船員の専門教育機関を卒業していない者が、短期で海技資格を取得するために受講する 6 級海技士短期養成課程の養成体制の維持・拡大への支援制度を平成 2 7 年度に創設し、当該年度の支援事業者数は 4 4 者であった。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は海運業 (外航及び内航) における船員採用者数の水準であり、平成 2 8 年度の実績値は集計中であるものの平成 2 6 年度の実績値は 3. 4 5、平成 2 7 年度の実績値は 3. 2 2 といずれも目標値である 1. 8 3 (2 8 年度以降は 2. 6 1) を上回り順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成 2 9 年度においても目標達成に向け、船員の確保・育成政策を推進する。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：船員政策課長 高杉 典弘



**業績指標 129**  
船舶建造量の世界シェア\*

**評価**

A	目標値：30%（平成37年） 実績値：20%（平成28年） 初期値：19%（平成27年）
---	--

**（指標の定義）**

全世界の船舶建造量における日本造船業の建造量の割合。

**（目標設定の考え方・根拠）**

船舶の建造需要は、海上荷動量の増加により「不足となる船腹量」と船舶の解撤による「代替需要」の合計によって推計される。以下のシナリオの下で、世界全体の建造需要の予測を行うと、2025年(平成37年度)の建造需要は約75百万総トンと試算される。

- ①海上荷動量は、世界全体の中長期的なGDP成長率予測を踏まえると、年3～4%程度の増で推移していく。
- ②当面は近年の比較的若年齢で解撤されている状況が続く。
- ③現在の海上荷動量に対して過剰となっている船腹量が2025年までの間に均等に減少していく（その分「不足となる船腹量」から差し引く。）。

また、日本造船業が過去最大の建造量を記録した2010年の建造量20.4百万総トンを基準として、それ以降の企業統合や再編等による設備減少、既に決定済みの設備拡張等を踏まえると、日本造船業は21百万総トン程度の建造能力を有すると考えられる。2025年までに10%程度の生産効率の向上を図った場合、2025年の新造船需要約75百万総トンの30%に当たる約23百万総トンの建造能力を有すると考えられる。

**（外部要因）**

海運市場の状況、金融市場の動向、為替の動向 等

**（他の関係主体）**

造船事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・世界最先端IT国家創造宣言（平成28年5月20日）

地域に根ざす造船業（国内部品調達率9割以上、地方圏での生産率9割以上）の国際競争力を一層強化することにより、造船の輸出拡大、地方経済の成長、雇用拡大を図るべく、ITを利活用して船舶の設計から建造、運航に至る全てのフェーズにおいてイノベーションの創出・生産性向上を目指す取組である i-Shipping を推進。

- ・「日本再興戦略」改訂2016（平成28年6月2日）

IoTやビッグデータ等を活用し、気象に即応し、故障を事前検知できる効率的な船舶運航や船舶の設計・生産の効率化を促進するため、我が国の強みである安全性能、経済性等に係る格付け制度の創設や我が国主導の国際規格の策定により、世界における我が国の船舶の建造シェアを2025年までに約10%（20%→30%）向上させる。

- ・経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日）

地域の基幹産業の国際競争力を確保するため、造船業等における地域発のグローバルイノベーションの創出を推進するとともに、港湾等のロジスティクス機能の強化を図る。

- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）

ビジネスの世界の新潮流であるIoT・ビッグデータ・人工知能とロボットや情報端末等も活用し、自動走行や製造現場等での産業応用化を促していく。また、サイバーセキュリティに十分配慮しつつ、企業や組織の垣根を越えたデータ利活用を推進する。第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線でITやロボットの導入が進められるよう支援する。

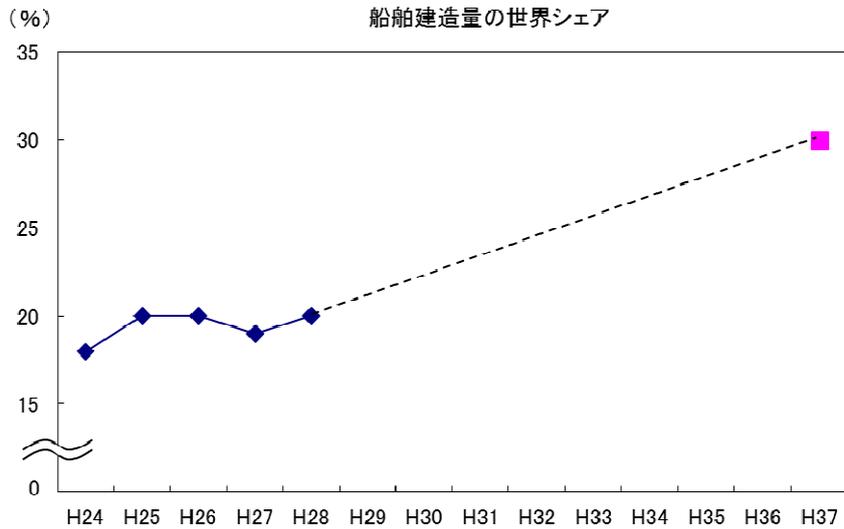
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（暦年）
H24	H25	H26	H27	H28	
18%	20%	20%	19%	20%	



### 主な事務事業等の概要

・(造船・海運の技術革新の推進)

船舶の設計、建造、運航に至る全ての段階で情報技術等を活用し、造船の生産性を向上させ、運航では燃料無駄遣い解消・故障ゼロを目指す取組「i-Shipping」を推進し、日本造船の生産増による輸出拡大と地域経済の発展、海運の輸送効率の向上を図る。

予算額：4.4億円（平成28年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

平成28年の実績値は前年比で上昇しているが、造船業の特徴として1隻の受注から製造完了まで数年を要すること、海運事業の影響により短期間で建造量が上下することから、施策の効果を明確に判断できない。

##### (事務事業等の実施状況)

船舶の建造・運航における生産性向上のための技術の開発・実用化、実証の推進として、平成28年度に合計11件の事業に対して支援を実施。また、船舶の省エネルギー等に関する性能評価システムの確立に向けた取組の推進として、平成28年11月に産学官が連携した「i-Shipping (design) 推進のためのCFD高度化検討委員会」を設置し、省エネや水中静音性能の定量評価を可能とするための数値シミュレーションの高度化に向け検討中。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

造船業の特徴から現時点では施策の効果の具現化の有無は明確に判断できないが、平成28年の実績値は前年比で上昇していること、事業を着実に実施していることから、A評価とした。平成29年度は、引き続き、平成37年度の目標達成に向け、船舶の建造・運航における生産性向上に資する事業に対しての支援、数値シミュレーションの高度化に向けた検討等を進める。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局船舶産業課（課長 宮武 宜史）

関係課：海事局海洋・環境政策課（課長 田淵 一浩）

**業績指標 130**

国土形成計画の着実な推進（対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数）\*

<b>評 価</b>	
B	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：－（平成28年度） 7（平成26年度） 初期値：11（平成22年度）

**（指標の定義）**

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）第1部で提示されている「新しい国土像」の実現のための5つの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる15項目の代表指標のうち、同計画が策定された年度である対20年度比で進捗が見られる代表指標の項目数

**（目標設定の考え方・根拠）**

国土形成計画（全国計画）では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めている。「新しい国土像」の実現に向けた計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、平成22年度の実績値（初期値）と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。

**（外部要因）**

経済情勢、社会状況の変化

**（他の関係主体）**

関係省庁

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日）

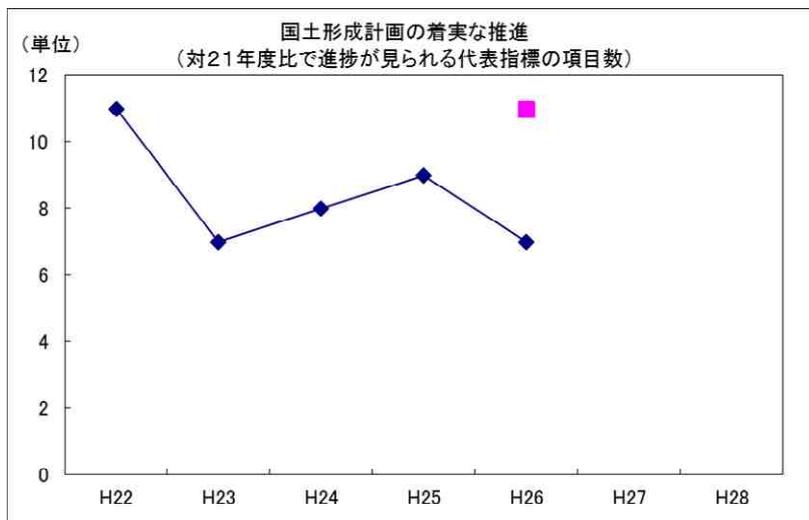
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	
8/15	9/15	7/15	－	－	



**主な事務事業等の概要**

平成20年7月に閣議決定された国土形成計画に基づく取組を推進しているところ。

## 目標の達成状況に関する分析

## (指標の動向)

本年は、代表指標（15項目）について、平成27年度に得られた平成26年度までの統計データを基に、国土形成計画（全国計画）の本格運用が始まった平成21年度の実績値と平成26年度の実績値を比較。

代表指標のうち半数以上の8項目で進展しているとは見られず、同指標全体としては進捗状況が低調。

## (事務事業等の実施状況)

戦略的目標1 「東アジアとの円滑な交流・連携」

- ①東アジア内での貿易総額に占める（各広域ブロックの）割合
  - ・進展していると見られない（平成21年度の15.2%から平成26年度は12.8%に減少）
- ②外国籍入国者に占める東アジア国籍入国者の割合
  - ・進展していると見られる（平成21年度の71.4%から平成26年度は76.4%に増加）
- ③「東アジア1日圏」人口割合
  - ・進展していると見られる（平成21年度の91.7%から平成26年度は99.9%に増加）

戦略的目標2 「持続可能な地域の形成」

- ④現在の住生活に対する満足度
  - ・進展していると見られる（平成21年度の77.2%から平成26年度は78.6%に増加）
- ⑤地域資源活用事業数
  - ・進展していると見られる（平成21年度の6.2件/百万人から平成26年度は10.1件/百万人に増加）
- ⑥農林水産物の輸出額
  - ・進展していると見られる（平成21年度の445億円から平成26年度は553億円に増加）
- ⑦ブロック内地域間時間距離
  - ・進展していると見られる（平成21年度の1.49時間から平成26年度は1.45時間に短縮）

戦略的目標3 「災害に強いしなやかな国土の形成」

- ⑧自主防災組織活動カバー率
  - ・進展していると見られる（平成21年度の73.5%から平成26年度は80.0%に増加）
- ⑨災害被害額
  - ・進展していると見られない（平成21年度の1,923円/人から平成26年度は2,874円/人に増加）

戦略的目標4 「美しい国土の管理と継承」

- ⑩環境効率性
    - ・進展していると見られない（平成21年度の2,304kg-CO<sub>2</sub>/百万円から平成26年度は2,469kg-CO<sub>2</sub>/百万円に増加）
  - ⑪公共用水域における環境基準達成率
    - ・進展していると見られない（平成21年度の87.1%から平成26年度の86.8%に減少）
  - ⑫沿岸域毎の水質基準達成率
    - ・進展していると見られない（平成21年度の76.3%から平成26年度の74.4%に減少）
  - ⑬「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率
    - ・進展していると見られない（平成21年度の39.2%から平成26年度は31.7%に減少）
- 戦略的目標5 「「新たな公」を基軸とする地域づくり」
- ⑭「新たな公」による地域づくり活動進展度
    - ・進展していると見られない（平成21年度の61.5%から平成26年度は55.6%に減少）
  - ⑮「新たな公」による地域づくり活動参加率
    - ・進展していると見られない（平成21年度の33.9%から平成26年度の28.7%に減少）

(参考) 各代表指標の定義・出典

【代表指標】①東アジア内での貿易総額に占める（各広域ブロックの）割合

[定義] 東アジア諸国の対東アジア貿易総額（各国の輸出入総額）に占める各広域ブロックの対東アジア貿易額（輸出入額）の割合（日本の対東アジア貿易額（輸出入額）を広域ブロック毎に積算）（単位：%）  
 （※東アジア：日本、中国、韓国、台湾、ASEAN10、ロシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド）（※IMF「Direction of Trade」には台湾のデータは含まれない）

[出典] 東アジア域内：IMF「Direction of Trade」、国内（広域ブロック別）：財務省「貿易統計」

【代表指標】②外国籍入国者に占める東アジア国籍入国者の割合

[定義] わが国への外国籍入国者のうち、東アジア国籍の入国者が占める割合（単位：%）（※広域ブロック毎の値は、入国審査の際に使用した空港、海港の所在地で分類）（※東アジア：中国、韓国、台湾、ASEAN10、ロシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド）（※法務省「出入国管理統計」からシンガポール、マレーシア、ブルネイ、ミャンマー、ラオス、カンボジアのデータは収集できない）

[出典] 法務省「出入国管理統計」

【代表指標】③「東アジア1日圏」人口割合

[定義] 東アジアのいずれかの主要都市へ出発した当日に到着して、一定の用務を行うことが可能な日本の地域（市区町村単位）に居住する人口割合（単位：%）（※上記が毎日可能な範囲（＝航空路が毎日就航））

[出典] 航空ダイヤ：JTB時刻表、都市圏域：国土交通省「総合交通分析システム（NITAS）」、人口：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

【代表指標】④現在の住生活に対する満足度

[定義] 現在の住生活に対して満足している（「満足している」＋「まあ満足している」）人の割合（単位：%）  
 （※広域ブロックの境界が異なるため、内閣府で定義している分類を使用）

[出典] 内閣府「国民生活に関する世論調査」

【代表指標】⑤地域資源活用事業数

[定義] 地域資源を活用した企業の事業計画数（ブロック内人口当たり）（※地域資源：「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき各都道府県が定めた以下の資源のいずれかを示す。①地域の特産物として相当程度認識されている「農林水産物」又は「鉱工業品」、②地域の特産物として相当程度認識されている「鉱工業品」の生産に係る技術、③地域の「観光資源」として相当程度認識されている文化財、自然の風景地、温泉等）（単位：件数/百万人）

<p>[出典] 中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」</p> <p>【代表指標】⑥農林水産物の輸出額</p> <p>[定義] 各広域ブロックからの農林水産物の輸出額（単位：億円）（※広域ブロック毎の値は、輸出時の税関の所在地で分類）</p> <p>[出典] 財務省「貿易統計」（※農林水産物の品目：農林水産省「農林水産物の輸入・輸出に関する統計」による分類を参考に集計）</p> <p>【代表指標】⑦ブロック内地域間時間距離</p> <p>[定義] 各広域ブロック内の各市区町村から広域ブロック中心都市への移動に要する時間距離に発地区市区町村の人口の重み付けをした値（単位：時間）</p> <p>[出典] 都市圏域：国土交通省「総合交通分析システム（NITAS）」、人口：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」</p> <p>【代表指標】⑧自主防災組織活動カバー率</p> <p>[定義] 自主防災組織がカバーする世帯の割合（分母：当該広域ブロック内総世帯数、分子：自主防災組織がカバーする世帯数）（単位：％）</p> <p>[出典] 総務省消防庁「消防白書」</p> <p>【代表指標】⑨災害被害額</p> <p>[定義] 広域ブロック内人口一人当たりの災害被害額の実績（単位：円／人）（※災害：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象）</p> <p>[出典] 災害被害額：総務省消防庁「消防白書」、人口：総務省「国勢調査」及び総務省「推計人口」（国勢調査の中間年）</p> <p>【代表指標】⑩環境効率性</p> <p>[定義] わが国のCO<sub>2</sub>排出量／実質国内総生産（単位：kg-CO<sub>2</sub>／百万円）</p> <p>[出典] CO<sub>2</sub>排出量：独立行政法人国立環境研究所ホームページ、国内総生産：内閣府「国民経済計算」</p> <p>【代表指標】⑪公共用水域における環境基準達成率</p> <p>[定義] 全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）におけるBOD（河川）またはCOD（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：％）</p> <p>[出典] 環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑫沿岸域毎の水質基準達成率</p> <p>[定義] 都道府県別の海域別の環境基準（COD）達成水域の割合（単位：％）</p> <p>[出典] 環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑬「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率</p> <p>[定義] 一般国民を対象としたアンケート調査において、市民参加型の森林や農地等の管理・保全活動、地域自然資源の積極的な利活用、都市内低未利用地の有効活用などを行っていると感じた一般国民の割合（分母：一般国民を対象としたアンケート調査の回答者数、分子：いずれかに参加していると答えた回答者数）（単位：％）</p> <p>[出典] 独自調査</p> <p>【代表指標】⑭「新たな公」による地域づくり活動進展度</p> <p>[定義] 地方自治体を対象としたアンケート調査において、「地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合（分母：地方自治体を対象としたアンケート調査の回答地方自治体数、分子：進んでいる（「かなり進んでいる」＋「少し進んでいる」）と回答した地方自治体数）（単位：％）</p> <p>[出典] 独自調査</p> <p>【代表指標】⑮「新たな公」による地域づくり活動参加率</p> <p>[定義] 一般国民を対象としたアンケート調査において、「『新たな公』による活動に参加している」と回答した一般国民の割合（分母：一般国民を対象としたアンケート調査の回答者数、分子：いずれかに参加していると答えた回答者数）（単位：％）</p> <p>[出典] 独自調査</p>
--

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

東日本大震災や世界経済の減速等の影響から、戦略的目標毎に設定した代表指標のうち、進展が見られる又はほぼ横ばいのものが、平成22年度の11指標から平成26年度には7指標と減少していることから評価を「B」とした。

なお、急激な人口減少や巨大災害の切迫等、国土をとりまく状況は大きく変化しており、平成26年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえ、平成27年8月に国土形成計画（全国計画）の変更の閣議決定を行った。

第2次国土形成計画（全国計画）の推進に向けては、平成28年2月に国土審議会に計画推進部会を設置し、効果的な計画の推進方策の検討を進めるとともに、新たな進行管理手法の検討を行っていく。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課（課長 中村 貴志）

関係課：

業績指標 1 3 1

大都市圏の整備推進に関する指標（①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量））

評価

①B ②B	① 目標値：124自治体（平成29年度） 実績値：集計中（平成28年度） 101自治体（平成27年度） 初期値：88自治体（平成24年度） ② 目標値：30,946kg/日（平成32年度） 実績値：-（平成28年度） 34,609kg/日（平成27年度） 初期値：36,543kg/日（平成20年度）
----------	---

（指標の定義）

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力に関する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯において、都市環境インフラの整備に関連する広域的な取組みに参加した延べ自治体数

②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

化学的酸素要求量（COD）：kg/日

（目標設定の考え方・根拠）

①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

広域的な取組みを着実に拡大していく観点から、当初検討を開始した平成18年度から平成24年度までの6年間における自治体数の増加が今後も同水準で継続するとした場合の目標年次（平成29年度）における値としている。

②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

「琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）」については、「琵琶湖の総合的な保全のための計画」の第2期計画（平成23年～32年）において平成20年度から各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値。

（外部要因）

①該当なし ②該当なし

（他の関係主体）

①該当なし ②厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省、滋賀県

（重要政策）

【施政方針】

①該当なし ②該当なし

【閣議決定】

①該当なし ②該当なし

【閣決（重点）】

①該当なし ②該当なし

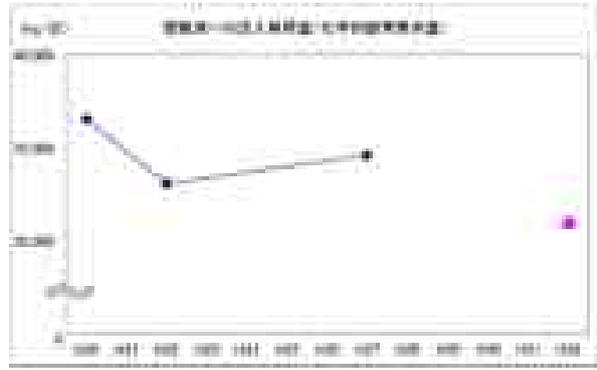
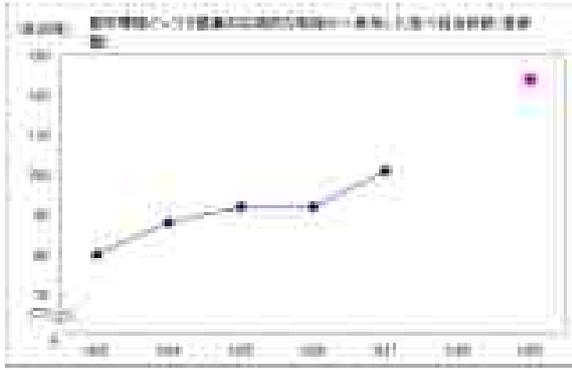
【その他】

①該当なし ②該当なし

過去の実績値

（年度）

（）内は単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
①（自治体）	51	60	61	80	88	92	92	101	集計中
②（kg/日）	36,543	-	33,075	-	-	-	-	34,609	-



**主な事務事業等の概要**

①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）  
 ・緑地の重要な要素である良好な景観、防災機能等多面的な機能が今後さらに発揮されるよう、大都市圏全体でまとまりのある自然環境の保全を図る。

②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）  
 ・琵琶湖の水質改善、水源かん養機能の確保、自然環境保全に関する事業を連携し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）  
 各自治体による都市環境インフラ整備の広域的な取組みは進んでおり、順調であるものの、目標達成には更なる取組の推進が必要である。（平成28年度の実績値は集計中）
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）  
 最新の実績値である平成27年度の数值は、平成22年度より微増しているもので、順調ではないが、微増の大きな要因は、降雨の影響による山地などからの流入負荷量の増加であると推測される点には留意が必要である。生活系、産業系、農地系に起因する流入負荷量は着実に減少している状況である。

（事務事業等の実施状況）

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）  
 大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めている。
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）  
 これまで琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に基づき、琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全事業について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行ってきた。  
 また、平成27年9月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行されたことに伴い、平成28年4月に琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を策定するとともに、平成28年11月には琵琶湖保全再生推進協議会を開催し、関係省庁、地方公共団体で琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換などを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）  
 業績指標である自治体数は、目標達成に向けて更なる取組の推進が必要であると推測されるため、Bと評価した。首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、様々な都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策を進める必要がある。
- ②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）  
 最新の実績値である平成27年度の数值が平成22年度の数值より微増したのでBと評価した。  
 しかしながら微増の大きな要因は、降雨の影響による山地などからの流入負荷量の増加であると推測され、生活系、産業系、農地系に起因する流入負荷量は着実に減少している。  
 琵琶湖への流入負荷量を削減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に回復させるとともに、近畿圏約1,450万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源を保全することにつながる。  
 平成27年9月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、琵琶湖が国民的資産と位置付けられたことから、国、関係地方公共団体、住民、事業者、特定非営利活動法人などが一体となり、新たな枠組みのもとで引き続き、施策を推進していく必要がある。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：都市局都市政策課都市政策調査室（室長 早川 卓郎）  
 関係課：都市局まちづくり推進課（専門調査官 曾根 直幸）

**業績指標 132**

電子基準点の観測データの取得率\*

**評価**

A	目標値：99.50%以上（毎年度） 実績値：99.81%（平成28年度） 初期値：99.57%（平成22年度）
---	---

**(指標の定義)**

取得率 (%) = (実際に取得した観測データ数 / 全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数※) × 100

※全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数

= 30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回) × 60分 × 24時間 × 全電子基準点数

初期値 (1,305,140,170 / 1,310,713,920) = 0.9957、直近値 (1,377,683,510 / 1,380,251,520) = 0.9981

**(目標設定の考え方・根拠)**

電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど、我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供する。

国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS (Global Navigation Satellite Systems) 受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共に、GNSS受信機と通信装置への無停電(24時間または72時間対応)対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、平成23年度以降の目標値を99.5%以上に設定しているところである。

**(外部要因)**

長期間の停電や通信経路遮断等

**(他の関係主体)**

電力会社、通信会社

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

第20条に信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。

**【閣決（重点）】**

なし

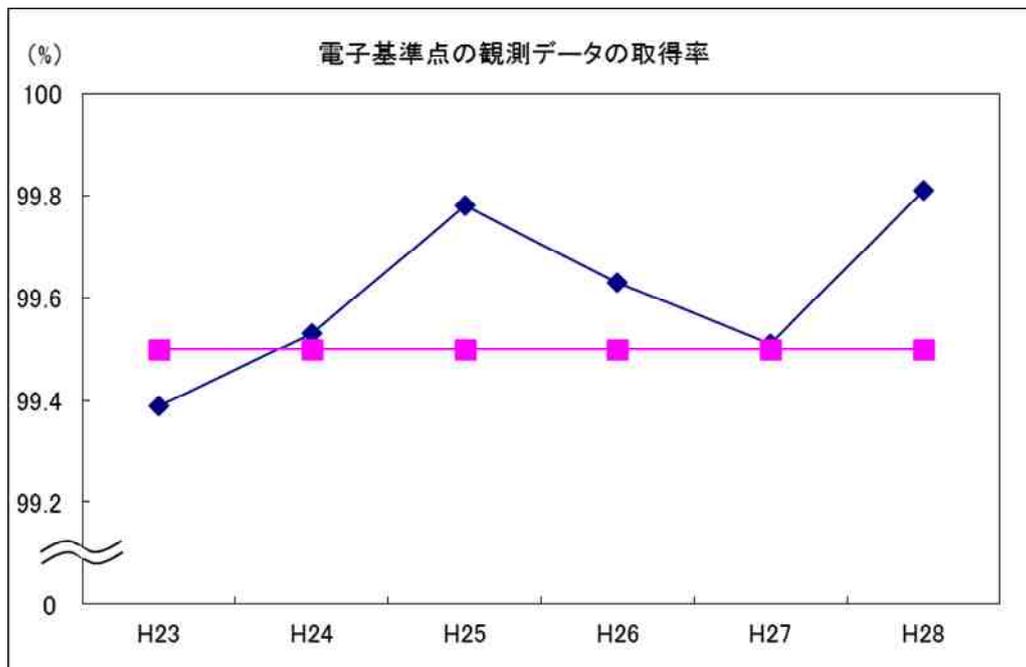
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H23	H24	H25	H26	H27	H28
99.39%	99.53%	99.78%	99.63%	99.51%	99.81%



**主な事務事業等の概要**

全国の電子基準点等において GNSS の連続観測を行い、そのデータを収集・解析して電子基準点の正確な位置を求め、これらを提供するとともに、このために必要な電子基準点や中央局の保守・管理を行う。電子基準点で観測されたデータは、公共測量など各種測量の基準として利用されるとともに、i-Construction（建設機械の制御）や位置情報サービスに活用されている。さらに、電子基準点の位置の時間変化から得られる地殻変動情報は、防災関係機関等に提供され、地震や火山噴火のメカニズムの解明等、防災・減災に不可欠なものとなっている。

予算額 72,155万円（平成27年度）  
 予算額 69,914万円（平成28年度）

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

目標を達成し、全体として順調に進捗していると判断される。

平成27年度：(1,372,680,288/1,379,416,320) =0.9951  
 平成28年度：(1,377,683,510/1,380,251,520) =0.9981

**(事務事業等の実施状況)**

平成27年度、平成28年度に、老朽化した受信機による電子基準点の停止を未然に防止するために、GNSS受信機の更新を行った。また、平成28年度には、電子基準点の運用に必要な電力・通信を確保するための引込柱が災害等で倒壊するおそれのある観測点について、引込柱を強固なコンクリート柱に改良することで、電子基準点の防災対応力を強化している。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標は現在の施策を維持することで目標を達成していることから、Aと評価した。

従来の電子基準点はGPS衛星のみを利用していたが、現在は、測量のさらなる効率化を図るため、複数の種類の衛星測位システムを活用したシステムとなっている。これによりシステムが複雑化し、トラブルを増加させる懸念があるが、取得率を目標値以上で運用できるよう更新・管理を徹底する。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 国土地理院 総務部 政策調整室 (室長 國谷 俊文)  
 関係課： 国土地理院 企画部 企画調整課 (課長 河瀬 和重)  
 国土地理院 測地観測センター 衛星測地課 (課長 畑中 雄樹)

**業績指標 133**

地理空間情報ライブラリーの内容の充実（地理空間情報ライブラリー情報登録件数）\*

評価	
A	目標値：155万件（平成29年度） 実績値：154万件（平成28年度） 初期値：149万件（平成26年度）

**（指標の定義）**

地理空間情報を活用するため、地理空間情報ライブラリーに情報を登録した件数とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真などの地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることを地理空間情報ライブラリーの目的としている。

地理空間情報ライブラリーでは、地図、空中写真などの地理空間情報の充実を図っているところであり、最新の地図や新規コンテンツなどの地理空間情報を追加登録することにより、地域の現状が的確に反映され、災害発生時のリスク評価がより精緻なものとなるなど、活用促進が図られるため目標として設定した。

目標値は、過去2年の登録実績を参考に毎年2万件的登録とし、目標期間は、平成27年度からの3カ年として設定した。

**（外部要因）**

大規模災害発生による地理空間情報の増加

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

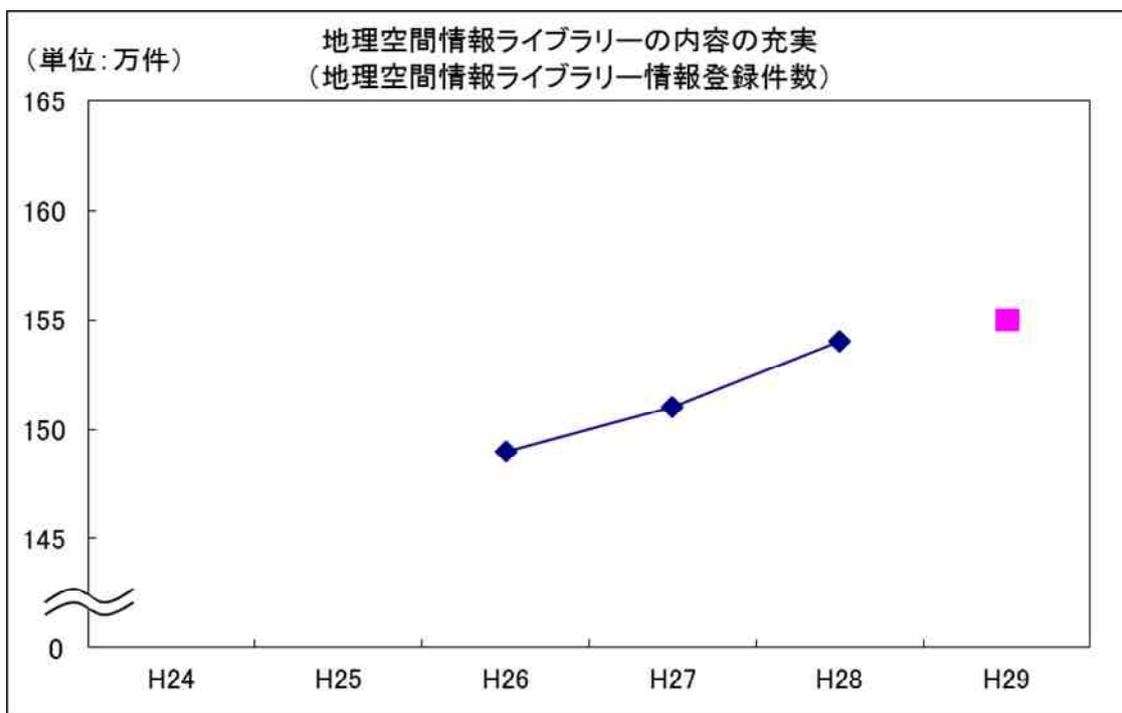
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	
-	-	149万件	151万件	154万件	



### 主な事務事業等の概要

#### 地理空間情報ライブラリーの運用

様々な目的で活用が可能な地理空間情報を広く国民に紹介することにより、地理空間情報の流通を促進し、活用を進めるため、地理空間情報に関する図書館として「地理空間情報ライブラリー」を運用。サイトに登録された情報は、インターネットを通じて検索し、閲覧・入手が可能である。

予算額：157,600千円（平成27年度）の内数

152,872千円（平成28年度）の内数

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

平成27年度及び平成28年度ともに目標値に順調に近づいている。過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

##### （事務事業等の実施状況）

地理空間情報ライブラリーの内容の充実を図るため、平成27年度には約2万件、平成28年度には約3万件的地理空間情報を登録した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成27年度及び28年度は、地図、空中写真などの各種地理空間情報を登録し、地理空間情報ライブラリーの内容の充実が図られたため、目標年度での目標を達成したことによりAとした。

引き続き、地理空間情報ライブラリーの内容の充実を図る。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土地理院 総務部 政策調整室 （室長 國谷 俊文）

関係課： 国土地理院 企画部 企画調整課 （課長 河瀬 和重）

国土地理院 地理空間情報部 企画調査課 （課長 山後 公二）

**業績指標 134**

- 離島等の総人口 ①離島地域の総人口(\*)  
 ②奄美群島の総人口(\*)  
 ③小笠原村の総人口(\*)

評 価	
①A	①目標値：345千人以上 (平成32年度) 実績値：390千人※ (平成27年度) 382千人※ (平成28年度) 初期値：390千人※ (平成27年度)
②B	②目標値：112千人以上 (平成30年度) 実績値：112千人 (平成27年度) 111千人 (平成28年度) 初期値：115千人 (平成25年度)
③A	③目標値：2,500人以上 (平成30年度) 実績値：2,505人 (平成27年度) 2,528人 (平成28年度) 初期値：2,493人 (平成25年度)

※速報値のため、修正の可能性有り

**(指標の定義)**

- ①離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口とする。  
 ②奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。  
 ③小笠原村の住民基本台帳登録人口とする(外国人除く)。

**(目標設定の考え方・根拠)**

**【①離島地域の総人口】**

離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。

初期値は平成27年度末の離島地域(260島)の総人口、目標値は平成32年度末に想定される人口減少を上回ることとした。

目標値の設定の具体的考え方は、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成25年度末～27年度末)をもとに離島の平成32年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の方法により求めた平成32年度人口推計値に全国人口増減比率(平成27年～平成32年末にかけての推計人口の年間増減率/平成25年～平成27年末にかけての人口の年間増減率)を掛け、平成32年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。

**【②奄美群島の総人口】**

地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値とした。

目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年(平成20～24年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成30年度末人口を推計し、目標値とした。

**【③小笠原村の総人口】**

地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要である。

平成26年3月31日に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、小笠原諸島の地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、住民の利便性向上を図ることとした。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値を標記している。

目標値の設定の考え方は、平成25年度時点の総人口2,493人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、平成30年度末時点では2,500人以上とすることを目標とした。

(外部要因)

①②③国内の経済状況、景気動向、災害

(他の関係主体)

- ①他府省庁、地方公共団体
- ②他府省庁、鹿児島県、地元市町村
- ③他府省庁、東京都、小笠原村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成28年6月2日閣議決定） 第2章2.（4）③地域の活性化

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携\*にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。

\*世界遺産登録を見据えたものを含む。

【閣決（重点）】

なし

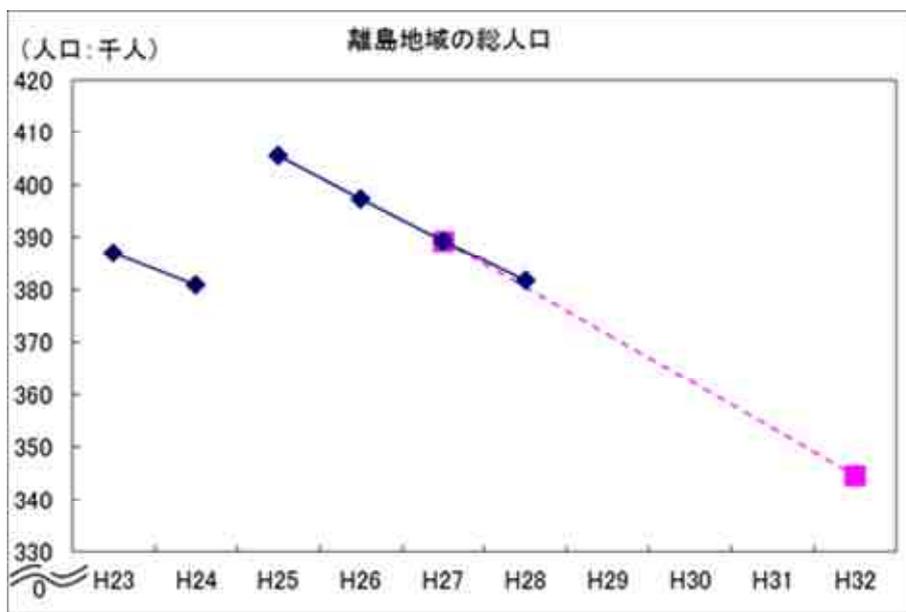
【その他】

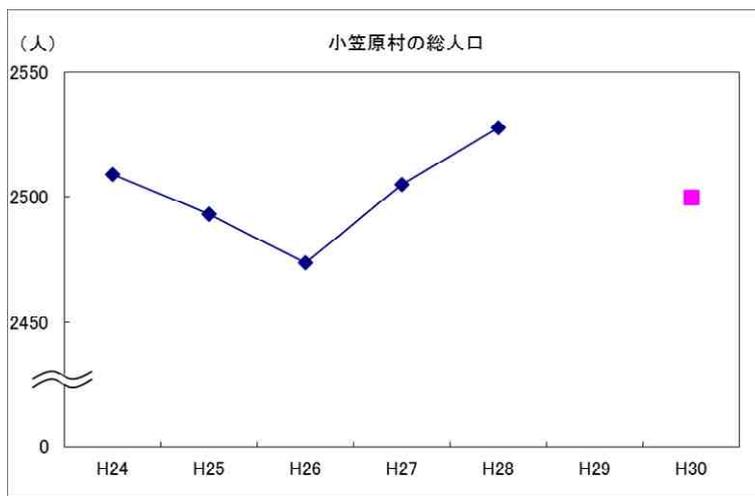
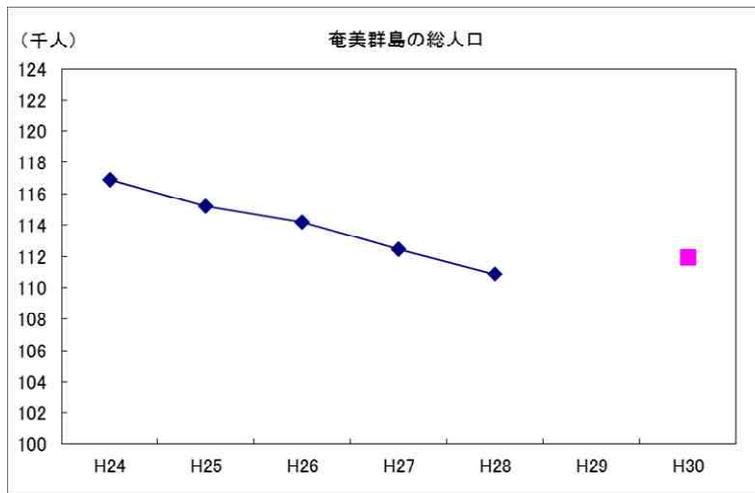
なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
①381千人 <sup>(注1)</sup>	405千人	398千人 <sup>(注2)</sup>	390千人 <sup>(注2)</sup>	382千人 <sup>(注2)</sup>	
②116,908人	115,252人	114,184人	112,498人	110,890人	
③2,509人	2,493人	2,474人	2,505人	2,528人	

注1) H24年度末までの数値は H25.4.1時点の離島振興法に基づく離島振興対策実施地域(254島)に合わせ人口を算出しているため、参考値。

注2) H28.4.1時点の離島振興法に基づく離島振興対策実施地域(260島)に合わせ人口を算出している。速報値のため、修正の可能性有り。





## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

#### 【①離島地域の総人口】

##### ○離島活性化交付金

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援している。

予算額：1,800百万円（平成27年度）（補正含む）

予算額：1,800百万円（平成28年度）（補正含む）

##### ○離島振興対策調査

離島地域の定住環境に関する調査を実施し、調査結果等について有識者を踏まえた懇談等を行った。

予算額：28百万円（平成27年度）

予算額：28百万円（平成28年度）

##### ○離島振興事業（公共事業）

離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施した。

予算額：46,212百万円（平成27年度）（補正含む）

予算額：49,714百万円（平成28年度）（補正含む）

##### ○離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）

離島の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において機械・装置及び建物等を取得して製造業・旅館業・農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供した場合、5年間の割増償却を措置する。

#### 【②奄美群島の総人口】

##### ○奄美群島振興交付金（非公共事業）

奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることを目的として、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援。

予算額：2,420百万円（平成27年度国費）（補正含む）

2,420百万円（平成28年度国費）（補正含む）

##### ○奄美群島振興開発事業（公共事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。

予算額：21,585百万円（平成27年度国費）（補正含む）

21,087百万円(平成28年度国費)(補正含む)

○奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税)

奄美群島において、個人又は法人が機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等をして、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報通信サービス業等の用に供した場合、国税(所得税・法人税)について5年間の割増償却ができる制度を措置。

【③小笠原村の総人口】

○小笠原諸島振興開発事業(ハード事業)

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備

予算額:909百万円(平成27年度国費)

914百万円(平成28年度国費)

○小笠原諸島振興開発事業(ソフト事業)

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための病害虫等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施のために必要な調査

予算額:141百万円(平成27年度国費)

136百万円(平成28年度国費)

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

【①離島地域の総人口】

・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、平成24年度末時点での離島振興対策実施地域(254島)を基準とした平成27年度の実績値が359千人となり、平成27年度の目標値353千人を上回り、比較的緩やかな人口減少にとどまった。平成27年度以降の目標値として上記(目標設定の考え方・根拠)に基づき平成32年度目標値を定めており、平成28年度の実績値は平成27年度の初期値から平成32年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少にとどまっている。平成32年度の目標値達成に向け、引き続き離島地域に必要な施策を講じることが重要である。

【②奄美群島の総人口】

・平成27年度末の人口は112,498人(対前年度比0.99)、平成28年度末の人口は110,890人(同0.99)と依然減少しており、平成28年度末の人口が平成30年度末の目標112,000人を下回った。

【③小笠原村の総人口】

(指標の動向)

・平成28年度末の人口は2,528人(対前年度比1.01)であり、2年連続で増加している。これは、出生数が死亡数を上回ったことによる自然増加が主な要因である。

(事務事業等の実施状況)

【①離島地域の総人口】

・離島における雇用の拡大や交流人口の増加に繋がる取組を国が支援する「離島活性化交付金」が平成25年度に創設され、戦略産品の開発研究や離島の観光資源を用いたイベントの開催、避難所・避難路等の整備等、幅広い事業に活用されている。

・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、社会資本の整備等を支援している。

【②奄美群島の総人口】

・平成26年度に創設された奄美群島振興交付金制度により、平成27年度及び平成28年度においても引き続き、農林水産物輸送費支援や航路・航空路運賃の低減、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン、農業創出緊急支援など、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援し、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図った。

【③小笠原村の総人口】

・小笠原諸島の特性を最大限に生かした産業振興(農業・漁業・観光業)、自然環境の保全、その他生活環境施策等を含めた地域の主体的な取組を支援した。具体的には、交通アクセス改善のため、唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船の整備支援を行ったほか、老朽化に伴う港湾施設の改良、浄水場の施設・設備の更新等を支援した。

## 課題の特定と今後の取組みの方向性

### 【①離島地域の総人口】

- ・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、平成28年度の実績値は平成27年度の初期値から平成32年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少にとどまっている。
- ・離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤・生活環境等に関する地域格差が課題となっている。
- ・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき、諸政策が講じられ、着実に成果をあげてきたが、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあり、今後も一層の振興施策を推進していく必要がある。
- ・以上を踏まえ、現段階ではAと評価した。

### 【②奄美群島の総人口】

- ・平成28年度末の人口が平成30年度末の目標値を下回っており、このまま減少傾向が継続した場合、目標値は達成できない見込みであるため、現段階ではBと評価した。
- ・奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えており、これらの特殊事情による不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。しかし、いまだ産業が十分に確立されたとは言えず、本土との間には経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れているのが現状である。
- ・このため、今後の奄美群島の振興開発に当たっては、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、定住の促進を図ることが必要であり、引き続き現在の施策を維持することが必要であるとともに、奄美群島全体、各島が一体となって人口減少を食い止める努力が求められる。

### 【③小笠原村の総人口】

- ・平成28年度末の人口は2,528人（対前年度比1.01）と2年連続で増加しており、現段階で平成30年度の目標指標を上回っているため、Aと評価した。
- ・小笠原諸島は、その地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を克服するため、日本復帰後、産業振興や社会資本整備等に対する諸施策が積極的に講じられてきた。しかしながら、依然として、本土との間には、交通アクセスや医療・福祉等の生活環境面での格差があること、雇用の場が十分でないことから高校卒業生の多くが島を離れていること等、同諸島で定住を促進する上での課題が残っている。
- ・このため、今後の小笠原諸島の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、定住の促進を図るうえでの課題を解決することが妥当である。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局離島振興課（課長 吉岡 秀弥）  
国土政策局特別地域振興官付（特別地域振興官 山本 知孝）

**業績指標 135**

北海道総合開発計画の着実な推進（対前年度比で進捗が認められる代表指標の項目数）\*

評価	
A	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：集計中（平成28年度） 7（平成27年度） 初期値：6（平成23年度）

**（指標の定義）**

第7期北海道総合開発計画（平成20年7月4日閣議決定）で掲げられている3つの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、対前年度比で進捗が認められる指標の項目数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

北海道の開発は、北海道の資源・特性を活かし、地域の発展と国の課題解決に貢献することを目的としており、第7期北海道総合開発計画は、「アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現」、「森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現」、「地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現」の3つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に計画を推進することとしている。

計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、対前年度比で進捗が認められる項目数について、初期値（平成23年度実績値）以上とすることを目標とするものである。

**（外部要因）**

経済情勢、社会状況の変化

**（他の関係主体）**

関係府省庁、地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日）

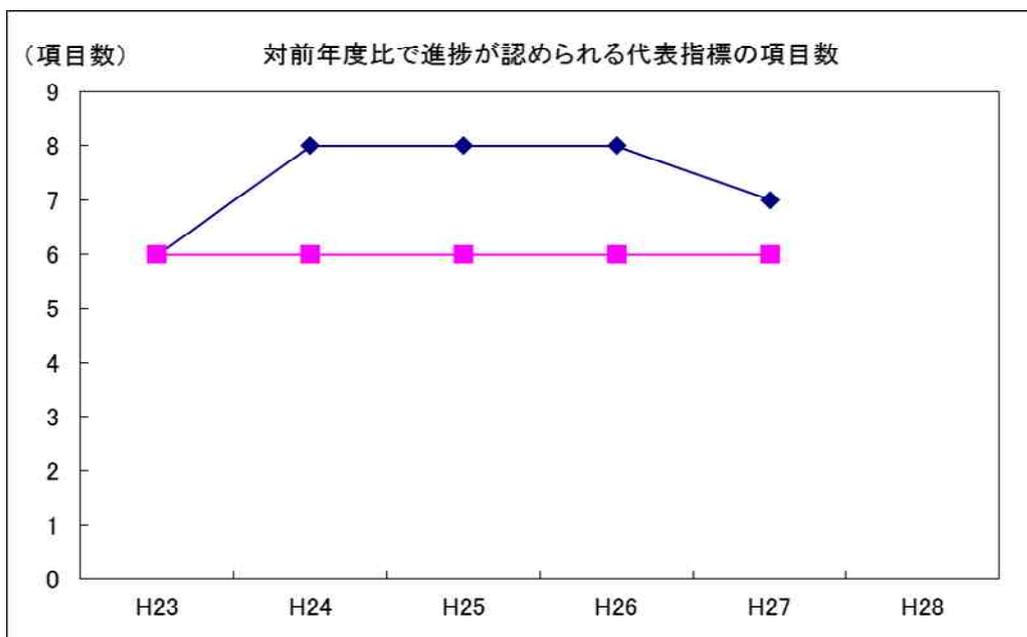
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H24	H25	H26	H27	H28	
8	8	8	7	集計中	



## 主な事務事業等の概要

北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画（現行計画は平成28年3月29日閣議決定）の具体化に資する施策・事業を展開。

予算額：北海道開発事業費 5,317億円（平成28年度） 5,313億円（平成27年度）  
北海道開発計画調査等経費 1億円（同上） 1億円（同上）  
※予算額は当初

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成27年度までの指標においては、第7期北海道総合開発計画（平成20年7月4日閣議決定）で掲げられている3つの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標（9項目）について進捗状況を測定し、代表指標のうち、2項目を除く7項目で進展が見られ、同指標全体として進捗状況は順調である。

平成28年度以降については、第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定）に基づき計画を推進していくことから、新たな指標の検討を行っている。

#### （事務事業等の実施状況）

戦略的目標1 「アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現」

##### ①食料品輸出額

・進展していると見られる（平成26年の669億円から平成27年は785億円に増加）

##### ②訪日外国人来道者数

・進展していると見られる（平成26年度の1,352,500人から平成27年度は1,848,000人に増加）

##### ③農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加分

・進展していると見られない（平成26年度の7.8%から平成27年度は4.2%に減少）

戦略的目標2 「森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現」

##### ④育成複層林の面積

・進展していると見られる（平成26年度の688,995haから平成27年度は713,425haに増加）

##### ⑤新エネルギーの普及状況

・進展していると見られる（平成26年度の311,934kWから平成27年度は452,297kWに増加）

##### ⑥一般廃棄物のリサイクル率

・進展していると見られない（平成26年度の24.6%から平成27年度は24.3%に減少）

戦略的目標3 「地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現」

##### ⑦新千歳空港の国内線乗降客数

・進展していると見られる（平成26年度の17,717,548人から平成27年度は18,348,794人に増加）

##### ⑧国際会議参加者数

・進展していると見られる（平成26年度の45,220人から平成27年度は58,615人に増加）

##### ⑨体験居住参加者数

・進展していると見られる（平成26年度の2,526人から平成27年度は2,800人に増加）

#### 【代表指標の出典】

①食料品輸出額：函館税関「北海道貿易概況」

②訪日外国人来道者数：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

③農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加：国土交通省北海道開発局調べ

④育成複層林の面積：「北海道業務資料国有林野事業統計書」

⑤新エネルギーの普及状況：経済産業省資源エネルギー庁調べ

⑥一般廃棄物のリサイクル率：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

⑦新千歳空港の国内線乗降客数：国土交通省「歴年・年度別空港管理状況調査書」

⑧国際会議参加者数：日本政府観光局「国際会議統計」

⑨体験居住参加者数：北海道「北海道体験移住「ちょっと暮らし」実績について」

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成27年度について、第7期北海道総合開発計画（平成20年7月4日閣議決定）で掲げられている3つの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標について、進捗状況を測定したところ、戦略的目標毎に設定した9項目の代表指標のうち、7項目が進展しており、北海道総合開発計画の着実な推進が見られる。平成28年度においても同様の進捗が見込まれることから、Aと評価した。

今後の取組みの方向性としては、第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定）に基づき、北海道開発をめぐる潮流の急激な変化を踏まえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図る。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官室（参事官 水島 徹治）

関係課：

**業績指標 136**

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）\*

評価	
A	目標値：3.36百万円/人以上（毎年度） 実績値：集計中（平成27、28年度） 3.79百万円/人以上（平成26年度） 初期値：3.36百万円/人（平成17～24年度の平均）

**（指標の定義）**

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

**（目標設定の考え方・根拠）**

「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年総理府告示第85号)」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(昭和58年総理府告示第13号)」により、北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。

本地域の振興及び住民の生活の安定を図るにあたって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人あたり生産額が初期値である3.36百万円/人（平成17年度～平成24年度の平均値）を下回らないことを目標とする。

**（外部要因）**

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

**（他の関係主体）**

地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日）

第4章第1節（3）北方領土隣接地域の安定振興

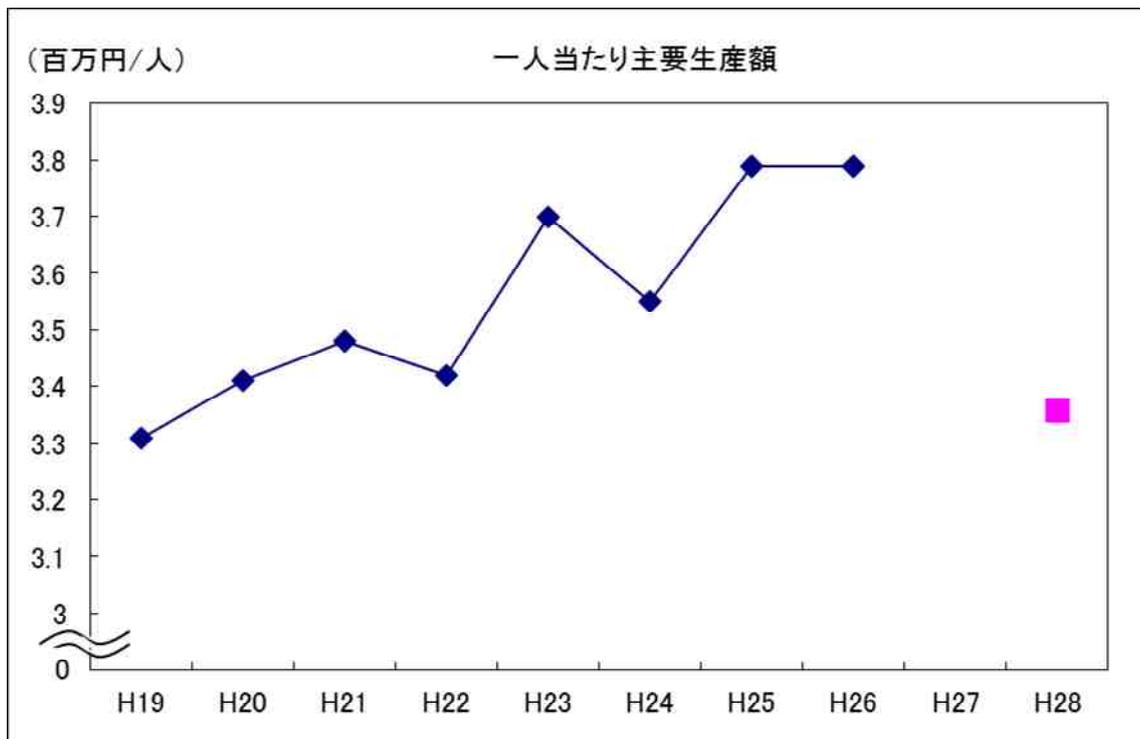
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値									(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
3.31	3.41	3.48	3.42	3.70	3.55	3.79	3.79	集計中	集計中



#### 主な事務事業等の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の「第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」(以下、「第7期振興計画」という。)に基づき、隣接地域が実施する、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のうちソフト施策に係る事業に要する経費の一部(2分の1以内)を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1.0億円(平成27年度)  
(同上) 1.0億円(平成28年度)

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

一人当たり主要生産額について、平成27、28年度の実績値は集計中であるが、当該年度において魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のうち基幹産業の付加価値向上等に向けた取組(農水産物消費拡大推進事業、農水産物高付加価値化対策事業)といった地域の産業振興に資する事業等を平成28年度4市町(根室市、別海町、中標津町、標津町)で実施したところであり、その執行については順調に終了した。また、平成26年度の実績値は隣接地域全体で3.79百万円/人と目標値を上回っており、平成27、28年度についても事業実施により目標が達成されると推測される。

###### (事務事業等の実施状況)

平成25年度に新たに策定された「第7期振興計画」に基づき、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金の対象事業の見直しを行い、隣接地域の魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のうちソフト施策に係る事業を支援しているところであり、今後も引き続き地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

一人当たり主要生産額については、平成26年度の実績値が目標値を上回り、平成27、28年度についても基幹産業の付加価値向上等に向けた取組等を実施しており、特段の外部要因等もなかったため、目標達成が見込まれる。そのため、Aと評価した。

平成29年度以降についても、引き続き隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：北海道局参事官室(参事官 水島 徹治)

**業績指標 137**  
**目標を達成した技術研究開発課題の割合\***

<b>評 価</b>	
A	目標値：90%（毎年度） 実績値：93.8%（平成28年度） 初期値：—

**（指標の定義）**  
 当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究開発課題の割合

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。

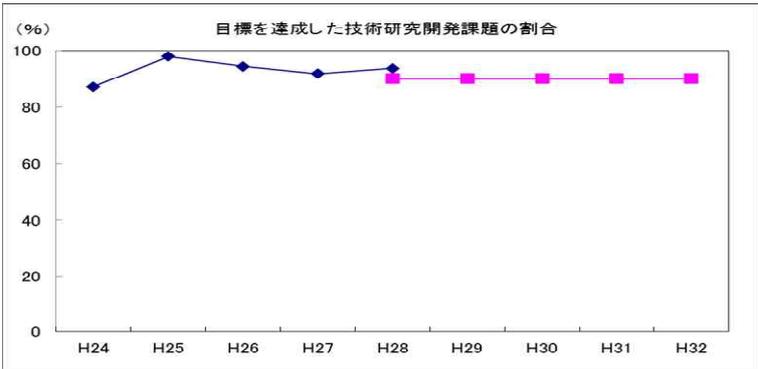
実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。

**（外部要因）**  
 設備故障等の不可抗力  
 資機材の入手困難

**（他の関係主体）**  
 なし

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
87.2	97.9	94.4	91.8	93.8	



**主な事務事業等の概要**

技術研究開発の推進に必要な経費

予算額：

- 2,835百万円（27年度）
- 2,344百万円（28年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

順調である(30件/32件)

H25年度から継続して、現在の目標値である90%を継続して超えている

#### (事務事業等の実施状況)

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

平成28年度は、32件の研究開発課題の事後評価が実施され、そのうち30件が「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価(外部評価)が行われており、研究開発課題の結果については、

<http://www.mlit.go.jp/common/001143200.pdf>

<http://www.mlit.go.jp/common/001181143.pdf>

に掲載している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成26年度の目標値を達成していることから、引き続き技術研究開発を推進していくこととし、Aと評価した。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：大臣官房技術調査課(課長 石原 康弘)

総合政策局技術政策課(課長 吉元 博文)

**業績指標 138**

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数\*

**評価**

B	目標値：0 件（毎年度） 実績値：2 件（平成 28 年度） 初期値：0 件（平成 24 年度）
---	--

**（指標の定義）**

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

近年、政府機関や交通分野においても IT の利用が急速に進展してきており、それに伴い IT 障害発生リスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT 障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数を 0 件とすることを目標値として設定した。

**（外部要因）**

重要インフラ分野における IT の利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

**（他の関係主体）**

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下、NISC という。）及び関係省庁

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第 193 回国会施策方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「三年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策を強化します。」
- ・第 190 回国会施策方針演説（平成 28 年 1 月 22 日）「安全で安心な暮らしを守るため、サイバー犯罪、サイバー攻撃への対策を強化します。」

**【閣議決定】**

- ・サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
- ・サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）  
 「特に情報通信、電力、金融など、その機能が停止又は低下した場合に多大なる影響を及ぼしかねないサービスは、重要インフラとして官民が一丸となり重点的に防護していく必要がある。その際、民間は全てを政府に依存するのではなく、政府も民間だけに任せるのではない、緊密な官民連携が求められる。また、重要インフラはその性質上、持続的なサービス提供が求められていることから、その防護に当たっては、サービス提供に必要な情報システムについて、サイバー攻撃等による障害の発生を可能な限り減らすとともに、障害発生の早期検知と、障害の迅速な復旧を図ることが重要である。」

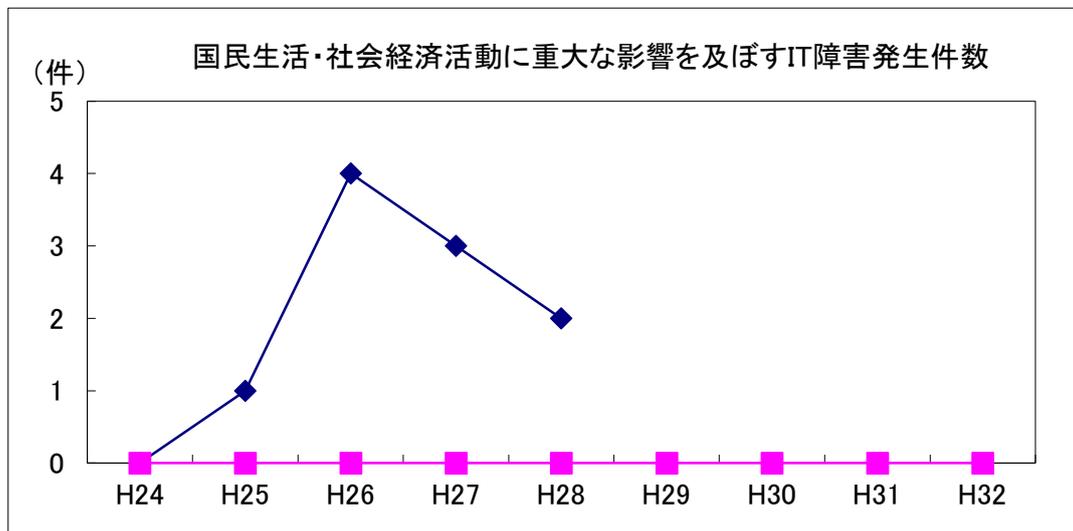
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
0 件	1 件	4 件	3 件	2 件	



## 主な事務事業等の概要

○サイバーセキュリティ対策の強化（※総合政策局予算概要）

・近年、高度化・巧妙化している政府機関や重要インフラ事業者をはじめとする所管事業者等へのサイバー攻撃の脅威に対し、政府機関等における防御能力の強化・向上を図る。

<内容>

・国土交通省CSIRTの充実・強化、職員に対する研修等により、国土交通省におけるサイバー攻撃によるインシデントへの対処能力の向上を図る。

・所管事業者等における情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえ、所管事業者間における情報共有体制及び情報セキュリティ対策の強化を促進する。

予算額：57百万円

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は、平成25年度1件、26年度4件、27年度3件、平成28年度2件と一定程度に抑えられているところであるが、目標である0件にまでは至っていないことから、「順調でない」と評価する。

#### （事務事業等の実施状況）

NISCや関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、以下の取組を始めとする各種取組について着実に進めている。

##### （1）安全基準等の浸透及び継続的改善の検討

・各重要インフラ事業者への安全基準等の浸透を図るため、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。

・NISCが策定している対策指針をもとに、各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各分野の安全基準等の見直しを行った。（平成28年4月1日付け改訂）

##### （2）分野横断的演習への参加

・NISCが主催している年1回の分野横断的演習（インシデントハンドリングに係る机上演習、ロールプレイング形式）に各重要インフラ事業者とともに所管省庁として参加している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

国土交通省においては、NISCなど関係機関と連携し、近年増加しているサイバー攻撃に対し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策について、着実に取り組んでいるところであり、政府機関全体への攻撃件数が大幅に増加している中で、重大なIT障害発生件数が一定程度に抑えられていることについては一定の進展を示していると考えが、他方、目標である0件にまでは至っていないことから、評価については「B（成果を示していない）」としたところ。

サイバー攻撃の増加、高度化・巧妙化が進んでおり、IT障害発生リスクが高まっている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を保つ本施策については、引き続き今後も取り組む必要があると考える。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局情報政策課長 岩城 宏幸  
総合政策局行政情報化推進課長 和久屋 聡

**業績指標 139**

我が国企業のインフラシステム関連海外受注額（①121【再掲】建設業の海外受注高\*、②交通関連企業の海外受注高\*）

評価		目標値	実績値	初期値
①A	②B	①2兆円 ②7兆円 (平成32年度)	①集計集 ②集計中 (平成28年度)	①1.7兆円 ②1.3兆円 (平成27年度)
				①1兆円 ②0.45兆円 (平成22年度)

**(指標の定義)**

国土交通分野における我が国企業の海外インフラ受注額

**(目標設定の考え方・根拠)**

参考指標103「案件発掘・形成調査の件数」、参考指標104「我が国インフラ企業が海外入札に至った件数」をアウトプット指標、業績指標139「我が国企業のインフラシステム関連海外受注額（①建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高）」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。

過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は2兆円、②は7兆円の合計9兆円を目標値として設定した。

**(外部要因)**

国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化により、政府・企業の活動が大きく影響される。

**(他の関係主体)**

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「インフラ輸出機構を創設します。交通や都市開発といった分野で、海外市場に飛び込む事業者を支援し、官民一体となって成約につなげます。十兆円のインフラ売上げを、二〇二〇年までに三倍の三十兆円まで拡大してまいります。」

**【閣議決定】**

- 日本再興戦略2016（平成28年6月2日）
- 日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日）
- 日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日）
- 日本再興戦略（平成25年6月14日）
- 日本再生戦略（平成24年7月31日）

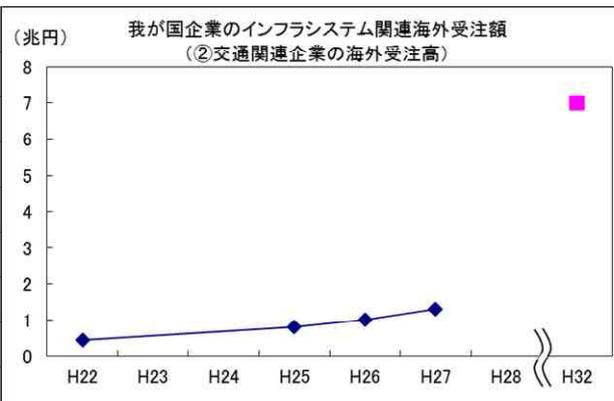
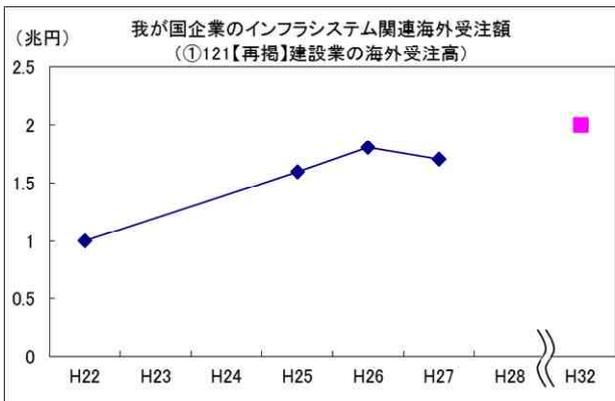
**【閣決（重点）】**

- 第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月27日）「第2章に記載あり」
- 第3次社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

**【その他】**

- インフラシステム輸出戦略（平成29年度改訂版）（平成29年5月29日）
- インフラシステム輸出戦略（平成28年度改訂版）（平成28年5月23日）
- インフラシステム輸出戦略（平成27年度改訂版）（平成27年6月2日）
- インフラシステム輸出戦略（平成26年度改訂版）（平成26年6月3日）
- インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日）
- これからのインフラ・システム輸出戦略（平成25年2月15日）

過去の実績値					(年)
H24	H25	H26	H27	H28	
①-	①1.6兆円	①1.8兆円	①1.7兆円	①集計中	
②-	②0.8兆円	②1.0兆円	②1.3兆円	②集計中	



## 主な事務事業等の概要

○各国において海外プロジェクトを積極的に推進し、バングラデシュの橋梁をはじめとした本邦企業による受注を実現した。そのほかベトナムとの建設分野の人材育成に係る協力覚書の締結やタイとの鉄道分野における協力覚書の締結、アメリカにおける高速鉄道セミナーの開催等、相手国政府に対するトップセールス等を積極的に実施した。(◎)

○我が国企業の交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、需要リスクに対応し出資と事業参画を一体的に行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(J O I N)(平成26年10月設立)を活用し、平成27年にはチーバイ港整備・運営事業(ベトナム)、テキサス高速鉄道事業(アメリカ)、都市鉄道整備・運営事業(ブラジル)について支援決定がなされた。(◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

予算額 約10億円(平成27年度)

約12億円(平成28年度)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

①順調である。

精力的なトップセールス等の実施により、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(建設業の海外受注高)は、順調な成果を示している。

②順調でない。

精力的なトップセールス等の実施により、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(交通関連企業の海外受注高)のうち、目標値に向けて取組を強化する必要がある。

#### (事務事業等の実施状況)

国際協力、連携等の推進にあたり、世界道路会議(平成27年11月、韓国)や日ASEAN交通大臣会合(平成27年11月、マレーシア)等の多国間会議、日トルコ防災協働技術フェア(平成27年5月、トルコ)等の二国間の会議を積極的に開催した。また、日・ウズベキスタン官民都市インフラ会議(平成27年9月、ウズベキスタン)を開催するなど、会議・セミナー・研修等を継続的に開催することにより各国との連携を強化している。こうした機会を捉え、相手国政府要人との会談を通じ関係・政務の精力的なトップセールス等を実施した結果、橋梁事業などの建設分野や鉄道事業などの交通分野での本邦企業の大型案件(バングラデシュ橋梁:約900億円、ワシントン地下鉄:約480億円)の受注に繋がった。なお、新たな技術の普及を前提とした商品分野においては、数値が伸び悩んでいる状況であり、取組を強化する必要がある。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・国際協力、連携等の推進において、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額は、

①については、目標値に向けた順調な成果を示していることからAと評価した。

②については、目標値に向けて更なる増加を必要とすることからBと評価した。

・インフラシステム海外展開の推進を検証・分析する指標として、①我が国企業のインフラシステム関連海外受注額をアウトカム指標、②案件発掘・形成調査の件数及び③我が国インフラ企業が海外入札に至った件数をアウトプット指標として、継続して使用する。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課:総合政策局国際政策課(課長 五十嵐 徹人)

総合政策局海外プロジェクト推進課(課長 奥村 康博)

業績指標 140

官庁施設の耐震基準を満足する割合\*

評価

A	目標値：95%（平成32年度） 実績値：91%（平成28年度） 初期値：89%（平成26年度）
---	---

(指標の定義)

国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。

<分母>国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等

<分子>官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

(目標設定の考え方・根拠)

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、目標値を設定している。

(外部要因)

社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

(他の関係主体)

関係省庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

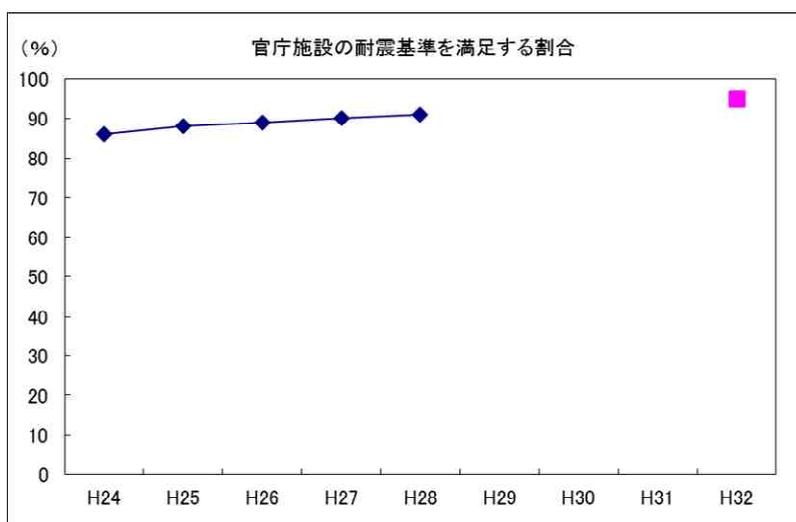
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
86	88	89	90	91	



### 主な事務事業等の概要

防災拠点となる官庁施設の整備の推進 (◎)

大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。

官庁営繕費 177 億円の内数 (平成 28 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 28 年度の実績値は 9.1% まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。

(事務事業等の実施状況)

平成 28 年度予算において、耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合 (面積率) である。平成 28 年度の実績値が 9.1% となり、平成 32 年度の目標達成に向けた成果を示していることから、A と評価した。

今後も引き続き、耐震対策を推進していくこととする。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課 (課長 住田 浩典)

**業績指標 141**

保全の状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合\*、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数\*)

評価	
① A	目標値：60% (平成28年度) 実績値：75.4% (平成28年度) 初期値：48% (平成23年度)
② A	目標値：54事項 (平成28年度) 実績値：54事項 (平成28年度) 初期値：25事項 (平成23年度)

**(指標の定義)**

- ①国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況 (建築・設備機器)、③点検状況 (衛生・環境)、④施設状況 (建築・設備機器)、⑤施設状況 (衛生・環境)、⑥エネルギー消費量の6項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。これらの評点の平均が80点以上の施設を「良好な施設」とし、官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約6,500施設) に対するこの保全状態の良好な施設の割合 (施設数) を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。  
 <分母>官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約6,500施設)  
 <分子>「保全状態の良好な施設」
- ②「官公庁施設の建設等に関する法律」に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ①評点の平均点が80点以上の場合とは、良好に保全された状態であり、すべての施設において80点以上を目標とする必要がある。また、長期的には100%を目指すことを勘案して目標値を設定している。
- ②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準類等の策定や既存基準類等の改定に際し事項の追加等を行い、下記の項目についての基準等の策定事項数54事項を平成28年度の目標値とした。(□：建議等の施策、☆：策定予定項目)
- ファシリティマネジメントの実施
    - ☆施設整備計画の策定に関する項目
    - ☆保全の適正化手法に関する項目
  - 計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応
    - ☆環境負荷低減対策の推進・強化に関する項目
    - ☆耐震安全性の向上に関する項目
    - ☆ユニバーサルデザインに関する項目
    - ☆まちづくり、地域との連携に関する項目
  - その他
    - ☆社会経済情勢の変化等への対応に関する項目

**(外部要因)**

- ①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災
- ②社会経済情勢の変化等

**(他の関係主体)**

- ①各省各庁

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

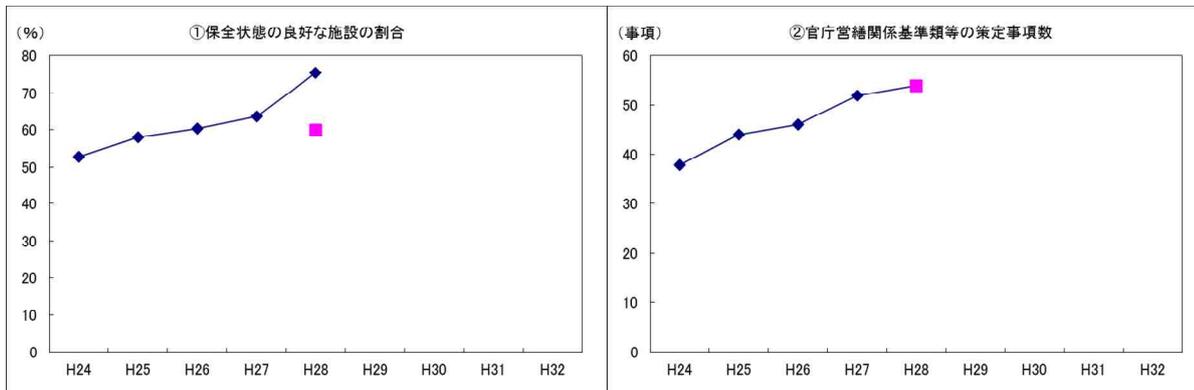
**【閣決 (重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	
① 52.8%	① 58.0%	① 60.3%	② 63.6%	① 75.4%	
② 38事項	③ 44事項	③ 46事項	④ 52事項	⑤ 54事項	



**主な事務事業等の概要**

①全国各地で国家機関の建築物の施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。

②官庁営繕関係基準類等の策定  
官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。

官庁施設保全等推進費 0.9億円の内数（平成28年度）

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 平成28年度の実績値は75.4%まで増加し、目標を達成した。

② 平成28年度の実績値は策定事項数54事項まで増加し、目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

① 平成28年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で50を数え、延べ1600を超える機関から、2,200人を超える人員の参加を得ている。

② 平成28年度においては、新営予算単価等を制定した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 業務指標は、「保全状態の良好な施設の割合」であり、保全状態は改善傾向にあるところ、実績値が75.4%であり、昨年度より11.8ポイント上昇し、平成28年度の目標を達成したことから、Aと評価した。今後も引き続き推進を図る。

③ 業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、平成28年度における実績値が54事項となり、平成28年度の目標を達成したことから、Aと評価した。今後、当面実施すべき施策等について、必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図る。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：官庁営繕部計画課（課長 住田 浩典）  
関係課：官庁営繕部計画課保全指導室（室長 植木 暁司）

## 【検討概要】

- 今年度の目標管理型評価ワーキング・グループにおいては、昨年度に引き続き、政策評価を政策の見直し・改善に資するものとするを主眼として、各府省の事前分析表に基づき、
  - i) 測定指標の洗練化・高度化
  - ii) モニタリング活用施策における評価
  - iii) 参考指標の活用
 について改善方策を検討した。
- 上記のうち、特に「測定指標の洗練化・高度化」について議論を行った。

## 【今年度の主な検討内容と各府省に示す改善方策の項目】

- 1 測定指標の洗練化・高度化
  - ① 測定指標と施策の目標との因果関係の明確化
    - 現状
      - ・ 各府省の事前分析表において、測定指標と施策の目標との因果関係が不明確なものが見られる。なお、各府省の施策数、目標数、測定指標数、達成手段数等を集計したところ、以下のとおりであったが、1つの目標に対し、多くの測定指標が設定されているものや、1つの測定指標に対し、関連する達成手段数が多いものや、0のものも見られる。

施策数、目標数、測定指標数、達成手段数等の現状（平成27年度事前分析表）

	施策数	目標数	測定指標数	達成手段数	うち、測定指標とひも付けられているもの
実数	491	711	2,373	6,193	4,112
施策数に対する比率	1.0	1.4	4.8	12.6	8.4
目標数に対する比率	-	1.0	3.3	8.7	5.8
測定指標数に対する比率	-	-	1.0	2.6	1.7

- 一部の施策では、目標に対して因果関係が明確な測定指標が設定されており、施策の目標の実現状況、目標を実現するための達成手段及び達成手段の実施状況を明示。

## ○ 改善方策

⇒ **政策の目的、目標、達成手段から成る政策体系に係る事前の想定を明確にし、それらの内容を事前分析表において明示し、それに基づいた測定指標を設定することが必要。**

### <目標数と測定指標数との関係についての留意点>

- 1つの目標に対し、現状多くの測定指標が設定されている場合には、必要に応じて指標数を減らす、いくつかの指標を参考指標とするなど、測定指標の再設定についての検討が必要。
  - 1つの目標に対し、1つの測定指標しか設定されていない場合には、指標設定が適切でないリスクが高まる懸念されるため、必要に応じて測定指標を変更することや、測定指標の組替えのための参考指標を追加することも必要。
- ※ 測定指標を変更する場合は、その理由を政策評価書や事前分析表において説明することが必要。

### <測定指標数と達成手段数との関係についての留意点>

- 測定指標と関連する達成手段数が多いなど、測定指標と達成手段との関係が複雑な構造となっている場合には、必要に応じて測定指標の再設定を行うことや、主要な指標の明示、参考指標の追加などの対応が必要。
- 測定指標と関連する達成手段数が0の場合には、測定指標の再設定や達成手段の追記について検討することが必要。達成手段が設定できない場合には、そもそも目標管理型の政策評価の対象とすべきか、施策や目標の立て方はどうか等の観点に立ち戻って再検討することが必要。

## ② 過不足なく目標の達成度合いを測定できる指標の設定

### ○ 現状

- 具体に実施している事業に対して大きな（抽象的な）目標が設定されている施策について、目標の達成度合いを過不足なく測定できていない測定指標が設定されているものや、目標に合わせて測定指標自体も抽象的になっているものが見られる。このような状況では、施策の成果が曖昧となり、評価結果を施策の改善等に結び付けることが困難。
- 一部の施策では、抽象的な目標をより具体的に、細かく設定（ブレイクダウン）し、目標と測定指標の対応関係を明確化。

### ○ 改善方策

⇒ **抽象的な目標に対して抽象的な測定指標を設定するのではなく、抽象的な目標をより具体的なものにした上で、具体の目標に沿った測定指標を設定することが必要。**

## ③ 主要な測定指標の明示

### ○ 現状

- 目標管理型の政策評価では、測定指標の主要なものの実績に基づき、目標の達成度合い（5区分）を明示することとされているが、複数の測定指標を設定している施策において、どの指標が主要なものであるか明らかにされていないものがある。
- 一部の施策では、事前分析表において、あらかじめ測定指標の主要なものを明示するとともに、当該指標を主要なものとする理由も併せて記載。

### ○ 改善方策

⇒ **複数の測定指標を設定する場合には、あらかじめどの指標が主要なものか定める**ことが必要。

#### ④ アウトプット指標と併せてアウトカム指標を設定

##### ○ 現状

- ・ 測定指標として、行政活動の結果を示すアウトプット指標と、行政活動によりどのような効果があったかを示すアウトカム指標を併せて設定することで、事後において施策の有効性について、より詳細な検証が可能となるが、測定指標としてアウトプット指標のみが設定されている施策が散見される。
- ・ 一部の施策では、アウトプット指標に加え、アウトカム指標を設定。

##### ○ 改善方策

⇒ 可能な限り、**アウトプット指標と併せてアウトカム指標を設定することが必要。**

#### 2 各府省におけるモニタリングの活用状況（平成27年度改善方策（施策の特性に応じた評価）関係）

- ・ 目標管理型の政策評価の対象施策（約500施策）のうち、モニタリングを活用している施策は約300施策。
- ・ 評価サイクルが2年又は3年となっている施策が全体の約7割。評価サイクルは、  
i) 施策の特性（施策の基本計画の見直しのタイミング等）、ii) 測定指標等の特性（測定指標の実績を把握する調査の周期等）などを考慮し決定。

#### 3 各府省における参考指標の活用状況（平成27年度改善方策（測定指標の定量化等）関係）

- ・ 参考指標を設定しているのは9府省（138施策、446指標）。
- ・ 参考指標の内容は、施策の現状を補足しているものが多い。
- ・ 定量的な参考指標を定性的な測定指標を補うものとして活用しているものが見られた。



○ 事前分析表の作成段階で、施策の達成状況を適切に示す測定指標が設定されることで、的確な政策判断を行うことが可能となる。これにより目標管理型の政策評価が政策の見直し及び改善により資するものとなることを期待したい。